令和５年第７回弥彦村議会（１２月）定例会

議　事　日　程　（第２号）

令和５年１２月８日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	安　達　宏　行	２番	石　川　　喬
３番	樋　浦　久　夫	４番	花　井　譲　温
５番	丸　山　　浩	６番	古　川　七　郎
７番	板　倉　恵　一	８番	柏　木　文　男
９番	小　熊　　正	１０番	本　多　隆　峰

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	本　間　芳　之	教育長	小野塚　正　史
総務部長	志　田　　馨	産業部長	髙　橋　信　弘
防災課長	小　林　健　仁	デジタル行政推進課長	宇　野　　誠
税務課長	浜　田　禎　介	住民課長兼福祉課長	坂　爪　明　博
健康推進課長	松　井　裕美子	農業振興課長	石　川　秀　雄
観光商工課主幹	丸　山　竜　一	建設企業課長	丸　山　栄　一
公営競技事務所長	柳　川　治　美	会計管理者	水　沢　正　一
こども教育課長	富　田　　憲	社会教育課長	小　出　将　浩

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊　藤　和　恵	書　記	春　日　史　子

◎開議の宣告

○議長（本多隆峰議員）　おはようございます。

ただいまから令和５年第７回弥彦村議会12月定例会を再開いたします。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（本多隆峰議員）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎一般質問

○議長（本多隆峰議員）　これより一般質問を行います。

通告に従って順次発言を許可します。

質問は、１回目は演壇で、２回目以降は発言席で行ってください。

なお、一般質問は３回を超える発言を許可します。

また、質問時間は１議員につき30分以内に制限し、持ち時間の残り５分前と２分前に予告ブザーを鳴らします。残り時間がゼロになりましたら終了ブザーを鳴らし、そこで質問を打切りとさせていただきます。

始める前に、傍聴人の皆さんにお願いがあります。本会議の傍聴については、傍聴席入り口に提示してあるとおり、傍聴マナーをお守りいただきますようお願いいたします。特に、携帯電話が鳴る場面が多く見受けられますので、今一度ご確認願います。

◇　樋　浦　久　夫　議員

○議長（本多隆峰議員）　それでは、通告に従って、最初に樋浦久夫議員の質問を許します。

３番、樋浦久夫議員。

○３番（樋浦久夫議員）　それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

初めに、こども未来室の新規事業について村長にお伺いをいたします。

本年４月から新設されました庁内横断的なこども未来室についてお尋ねをいたします。この件につきましては、去る９月議会で安達議員の一般質問で、こども未来室はほぼ月１回のペースでこれまで毎月開催されており、今後の計画としては、県内外市町村の子育てに関する特徴的な事業調査を行い、出産、産後、保育から高校、大学進学準備までどのような支援を行っていったらよいかを検討しており、この中で実施できるものは、新年度当初予算に計上したいと村長は答弁されておりました。

また、私の役場内機構改革についての質問でも、現在では１つの課で解決できない行政課題が存在することから、各課にまたがる業務の効率的な遂行は、喫緊の課題となっている。こども未来室は、庁内横断的な課題に当たるため組織したものであり、必要な投資は、今後も積極的に行っていきたいとの答弁もありました。

このたびは、もう少しそこのところを深掘りさせていただき、これまでの運営実績から見えてきた当村の課題と、新年度予算策定に向けての新規事業や見直し等が進められていると思いますので、現段階でご披露できる新規事業案等がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

２点目でございます。弥彦村商工会、弥彦村シルバー人材センターへの支援についてでございます。

本年度の弥彦村商工会の村補助金は、総額300万円が認められ交付されておりますが、過去複数年間、令和３年、令和４年と、村補助金が皆無、なしであった年がありました。

ご承知のように、商工会は商工会法に基づき設立された特別認可法人であり、県内には92団体、全国には1,600余りの組織が存在しており、地域の商工業者の育成や当地の活性化を図るため、実に様々な活動を行っております。その業務は、経営相談や人材の育成など、幅広い分野で本村の地域振興にも深く寄与しております。そのほか、会員の共済制度の推進や経営活動の情報提供を行うなど、村内活性化のための地域づくりにも貢献をしております。

これらの活動を支援するため、新潟県の補助金交付要綱に定められた指導能力のある経営指導員等が創業支援や経営相談の指導を行うなど、各種の有利な共済、年金、保険の取扱いや貯蓄、融資保障、無料の法律相談、経営診断等々、その業務は多岐にわたっております。

また、商工会事業を支援するため、新潟県からは県内の商工会と商工会議所に対して、小規模事業経営支援事業費補助金が交付されており、県の交付金額で賄えない分には、当該市町村からの補助金が商工会へ交付され、前段で申し上げました業務遂行が成し遂げられております。

当村では、平成５年度、本年度からは商工会への村補助金が復活しており、会員一同安堵しているところであります。平成28年に施行された弥彦村小規模企業の振興に関する基本条例の基本理念においても、小規模企業の振興は、国・県及び商工会などの小規模企業関係団体の協力を得ながら、村民及び村が一体となって推進しなければならないと定められております。

つきましては、新年度予算編成に当たり、弥彦村商工会の存在意義を改めてお認めくださるとともに、弥彦村小規模企業の振興に関する基本条例に記載の基本理念を尊重し、適正な予算措置を講じていただきたいと思いますが、村長のお考えを伺います。

次に、弥彦村シルバー人材センターの件でございます。

現在県内には、県知事から指定された21団体が活動しており、働くことを通じて活力ある地域づくりに貢献をいたしております。本村会員の平均年齢は、令和４年度末で73.4歳でございます。これまでの人生経験を生かしたり、新しい分野にチャレンジしたりと目的は様々ですが、短時間の仕事で無理なく続けられ、新しい仲間もでき、会員相互の励ましや新規の出会いなど、目的を持って無理なく働くことでの充実感もあり、本村では現在180名ほどの会員が入会しているとの

ことです。

人材センター設立以来、村からは積極的な支援を受けてきておりましたが、近年、村補助金金額に陰りが生じており、事務局員給与等もここ数年間、適切な昇給ができない状態が続いているそうであります。そこに加え、本年10月から消費税における適格請求書等保存方式、通称インボイス制度なるものが施行導入をされ、今まで免税事業者であった会員と取引関係にある弥彦村シルバー人材センターに、新たな税負担が発生するなど、同センターを取り巻く情勢は過去にない厳しさを増しております。

また、世間一般での定年延長により新規入会者が減少し、高齢を理由に退会する人の補塡が厳しいとも伺っております。このままでは、シルバー人材センターの安定的な事業運営が危うくなる可能性があることから、新年度に向けて、同センターの経営基盤安定の方策や事業存続に向けた指導、相談及び支援を早急に行っていただきたい。また、ここまで同団体への支援が数年間滞ってきた理由をお伺いしたいと思います。

３点目でございます。村民歌を歌い継いでいったらよいのではないか。

朝日の光さわやかに、仰ぐ弥彦山よ、飛ぶ雲よで始まる弥彦村民歌が制定されたのは、昭和56年３月のことでございました。作詞は公募で行われ、作曲は新潟市出身の著名な作曲家、遠藤実氏によるものでございます。毎朝広報無線で流されておりましたが、ホテル宿泊客等から不評ということで中止になって以来、この歌に触れる機会が少なくなってきております。村民体育祭等で歌う機会がありましたが、近年は村民歌があることさえ忘れ去られており、今では役場庁舎内での新年の村長訓示や年度初めの辞令交付式等で、役場職員による斉唱機会があるだけと聞いております。

せっかくの村民歌であり、心地よいメロディーの歌だと思いますので、改めてより多くの村民にその存在を知っていただくため、区長会等に諮り、希望しない地区は除いていただいて、以前のように広報無線で流していただくことはできないでしょうか。なお、問題のある弥彦地区は、メロディーだけ小さな音で流すことも考えられると思いますので、いかがでしょうか。よろしくお願いをいたします。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、樋浦議員のご質問にお答えいたします。

こども未来室の令和６年度の新規事業についてでございますが、来年度予算の詳細を固めている最中ということでございまして、この場で確定的なことを申し上げる段階ではございませんけれども、子育て支援事業は来年度、特に予算を重点的に配分し、強力に推進実施していく事業であることは、ここで申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

こども未来室においては、毎月業務会議を開催した上で、さきの９月定例議会において、妊産婦健康診査等交通費助成事業、新潟県婚活マッチング登録助成金、結婚新生活支援事業の３つについて、新規事業として予算措置をし、12月までに事業開始をしたところでございます。

子育て支援事業における経済的支援につきましては、これまで繰り返し申し上げているとおり、結婚から出産、ゼロ歳から18歳までを一つのパッケージとして捉え、どのステージにどのような支援が必要か検討しており、来年度は他市町村と遜色のない支援額を打ち出していきたいというふうに計画をしております。

一方、相談支援体制の充実も図ることとしております。妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的な相談支援を行う機能を有するこども家庭センターを来年度中に設置をすべく、準備をしております。

こども家庭センターは、できる限り妊産婦、子供や保護者の意見や希望を確認、または酌み取りつつ、関係機関のコーディネートを行い、地域資源と必要なサービスを有機的につなぐ機能を有し、保健師やこども家庭支援員が中心に相談等を行うものであります。

商工会に関するご質問ですが、商工会の重要な事業であります経営指導事業につきましては、その重要性を十分理解をしております。令和６年度も、商工会の業務に対して支援をさせていただきます。

小規模企業の振興に関する事業につきましては、今年度は今までになかった取組として、商工会及び観光協会と村が共同でイベントへの出展をいたしました。また、これまで別々で開催していた弥彦村えだまめまつりと弥彦村商工会納涼まつりを同時開催し、大変なにぎわいになったものでございます。

これらにより、村外の農業、商業、工業、観光業などが一体となって弥彦村を盛り上げることができたというふうに感じております。

来年度は年間を通して弥彦に来ていただけるように、閑散期の誘客イベントを計画し、引き続き各団体と役割分担をしながら取り組んでまいります。

また、村民の村内消費を促すような事業や、商工会の新規会員の勧誘につながるような新たな取組に対しましても、適正な予算措置を行ってまいります。

シルバー人材センターの指導及び支援に関してですが、まず、シルバー人材センターの補助金の状況でございますが、令和５年度は360万円を計上しております。以前の状況を調べますと、平成30年度が340万円、令和元年度320万円、令和２年度380万円、令和３年度410万円、令和４年度360万円となっております。

令和２年度当初予算で、シルバー人材センターの補助金が200万円に減額されておりましたが、新型ウイルス感染症拡大による影響を鑑み、シルバー人材センター事務局と相談の結果、補助金の増額も行いました。

なお、シルバー人材センターへの補助金は事務局の運営や活動備品の購入など、用途が指定されている、いわゆる特定財源として扱われており、過剰な補助金の受け取りは原則禁止されている中、近年の補助金額は、シルバー人材センターからの要望額どおりの予算措置を行っております。

シルバー人材センターへは、運営補助金のほかに、委託料に事務費として一定の割合を乗じた

事務手数料を支払っているところでありますが、事務手数料は令和３年度以降ゼロ％としておりました。

本年10月から開始されたインボイス制度により、消費税をシルバー人材センターも納税することになったというふうに聞いております。シルバー人材センターにとって使途が限定されている運営補助金は、消費税分に充当することができないため、村として適切な事務手数料を支出することは必要であるというふうに認識をしております。

令和６年度以降は、運営費補助金と事務手数料を適切にバランスを取りながら、予算措置をしていきたいというふうに考えております。

シルバー人材センターの会員数の推移につきましては、令和３年度末、令和４年度末とも178人となっております。全国的に減少が続いている中、現状維持という形で続いております。令和５年度11月末現在の会員数が177名となりまして、若干減少いたしましたが、引き続き会員の獲得に努めていただきたいというふうに思っております。

会員数に関しましては、65歳定年が社会の趨勢となる中、一定期間、一定程度の減少はやむを得ないのかなというふうに考えております。

村としては、シルバー人材センターの安定運営に資するため、事業内容を村のホームページや広報で周知をし、一般の利用者の増加につながるよう支援するとともに、高齢者の皆様が意欲と活力を持ち社会参加できるよう、高齢者福祉、介護予防の観点からも継続して支援をしてまいります。

最後の村民歌に関するご質問についてですが、村民憲章の制定を記念して、昭和56年３月に弥彦村民歌として制作されたもので、故遠藤実先生が作曲、自ら歌唱された貴重な作品であると承知をしております。村の各種行事の斉唱や、午前６時半の時報通信として流されておりました。

村民や弥彦を訪れる方の考え方や感覚、生活スタイルも変化し、多様化しております。午前６時半に村民歌を流すことについて、全員の皆様から理解していただくことは、ちょっと厳しいのかなというふうに思っております。

しかしながら、村民歌を歌いつなぐことは、弥彦村の伝統を継承する意味からも重要であることから、自治功労表彰や村民体育祭、新年の年頭訓示、年度初めの辞令交付式等で歌われており、更にそういう斉唱する場面を増やしていきたいというふうに思っております。

加えて、例えば、村のホームページに村民歌のバナーを用意し、接触機会を増やしていくなどしたいというふうに思っております。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　ご質疑ありませんか。

樋浦議員。

○３番（樋浦久夫議員）　まず、こども未来室の新規事業についてでございます。

この課は、村長就任以来、村長肝煎りで創設された新しい課であります。各課横断的な存在で、まさにこの組織の存在そのものが、これからの弥彦村のかじ取りを担う組織であると私も思って

おります。これから弥彦村の未来を創設するにふさわしい課であり続けることを、これから各種の事業を行ってやっていただきたいということについて、期待をするものでございます。

私は９月の一般質問で、役場内の機構改革について村長のお考えを伺いました。当村の人口規模からして部制をしく意味合いについて、部制をしかなくてもこども未来室のような考えの基で、役場内の機構改革ができないものか。村長からは、部制による再編と組織力の強化については、まだ途上であると。これから組織の在り方を見直して、外部委託を含めて業務の効率化に努めたい。そして、これからの行政課題に対応できる体制整備をこれからも実施していくという、そういうご答弁でございました。

こども未来室創設のような考えの基で新年度に向かい、組織の見直し、それから事務の効率化について努めていくという、村長の先ほどのご答弁だと思ったんでございますが、私の９月の一般質問での部制による再編と組織の強化については、まだ途上であって、これから組織の在り方を見直していくということにつきましては、これからも引き続き行っていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　ご質問にお答えいたします。

組織につきましても、部制につきましても、新年度、来年度に向けてしっかりと体制を整えていくということで変わりはございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦議員。

○３番（樋浦久夫議員）　ありがとうございます。是非そのとおり、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、商工会とシルバー人材センターの支援についてでございます。

県内全ての商工会には、新潟県からの小規模事業経営支援事業費補助金というものが交付されておりまして、その不足分、各商工会で不足する分は各市町村からの補塡で賄われております。これにより、県内商工会では健全な経営がなされております。

先ほども少し触れましたが、本村では過去数年間、補助金が全く交付されていなかった事実もございました。また、交付されていてもそれまでとは違って、極めて少額の年も数年間あったようでございます。

弥彦村商工会が今後も安定して本来の業務を遂行できるよう、他の市町村と同様に、適切な取扱いを講じていただきたいということを私、お願いしたわけでございますけれども、先ほど村長からいいお答えをいただいたなというふうに、私は今取っております。

全国の市町村へは、国から安定した行政運営が遂行できるよう、地方交付税が各市町村に交付されております。しかしながら、どの事業にどれくらい使うかというのは、当該市町村の裁量に委ねられていると思います。当村商工会の存在意義を改めてお認め、先ほど村長の答弁では、お認めいただいたということで理解しております。国からの地方交付税の適切な使い道が、村長か

ら商工会の存在意義を認めていただくことで、おのずと地方交付税の適切な使い道が見えてくると思っております。どうぞ新年度に向けてよろしくお願いをしたいと思います。

次に、シルバー人材センターの件でございます。

シルバー人材センターには、村から措置された補助金と同額の金額が国から交付される仕組みとなっております。したがいまして、同団体にとりましては、村の補助金交付額は安定した経営には欠かせないものとなっておるそうでございまして、大変村の交付額が重要視されているということでございます。それは村長も十分認識していることかと思います。にもかかわらず、数年前からの削減で、これまで村と国ですから、２倍の苦しみを負わされていた事実を村長から是非知ってほしいのでございます。

県内町村では、シルバー人材センターを単独で運営しているのは阿賀町と弥彦村、この２町村だけだそうでございます。私は今回、補助金のお願いをすることで一般質問をしてきたんでございますが、先ほどのインボイスの問題とか、いろんな問題が今人材センターの間では問題になっておりますので、同センターの経営基盤の安定の支援とか、それはもちろんなんですけれども、同時に、この先シルバー人材センターの在り方、それから運営方針の指導を含めて、早急に担当課に指示していただいて、お考えをいただきたいと思います。

弥彦村と阿賀町２町村だけで、あとはどうしているかというと、大きな隣の市と事業を一緒にしまして、そして一緒に事業をやっていると。そうすることで人材の確保とか、いろいろ有利な面が出てくるということでございます。この先の在り方や事業運営の方針の指導も含めて、早急に村長からお考えをいただきたいと思うんでございますが、このことについては、村長、いかがでございましょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　樋浦議員のご指摘で、まさにシルバー人材センターも課題を抱えているというふうにも思っておりますので、これはしっかりと事務局と相談をしながら、いい形で進めていけるように対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦議員。

○３番（樋浦久夫議員）　このたびは、２団体の補助金問題について村長の考えをお聞きいたしました。他の団体でも、商工会、シルバー人材センターと同じ、今まで、ちょっと悪い言葉でございますけれども同じ憂き目に遭って、本来の活動に支障を来している団体がほかにあるのではないかと、心配をいたしているところでございます。

新年度予算編成に当たり、どうか各課から丁寧な洗い出しをしていただくようお願いをするものでございます。そうすることで、各団体の活動が一層活発になって、本村の明日への活力となってくるのではないかと期待をしておりますので、よろしくお願いをいたします。答弁は結構でございます。

最後に、村民歌の歌い継ぎの件でございます。

この歌は、実に歯切れよくテンポのよい曲でありまして、聞いているだけで思わず、私なんぞは歩き出したくなるような、そんな気にさせてくれる歌だと思っております。

また、弥彦山に朝日が差す、その上を流れる雲の情景が目の前に浮かんでくる、私は本当にすばらしい歌だと思っております。この歌がどのようにして出来上がったのか、ちょっとした逸話がございますので、せっかくの機会でございますので皆さんにご紹介をいたしたいと思います。

遠藤先生が曲を完成させて、それを最初に聞いたのは、村民歌制作委員会の担当職員でございました。担当職員は、聞いてすぐに先生に、村民がこの歌を聞いて思わず歩き出すような、そんな曲にしてほしいというふうに要望をしたと。そして、先生からつくり直していただいたのが今の曲だというふうに私は聞いております。

今や村民歌を全く知らない世代が多くなっております。村民歌を後世に歌い継ぐことで、子供から大人まで、将来どこへ行っても本村への愛着を一層深めていただきたいと願っております。

12月議会が終了し、新年を迎える頃には新年度予算編成も大詰めを迎えている頃かと思います。村長の35の公約が一つでも多く反映された予算編成となるようご期待を申し上げ、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　これで樋浦久夫議員の質問を終わります。

◇　古　川　七　郎　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、古川七郎議員の質問を許します。

６番、古川七郎議員。

○６番（古川七郎議員）　一般質問させていただきます。

１番、外部監査及び自主財源の使い道について、２番、国道を作る現在時点の進行状況は、３、村政懇談会について、これ３点、質問させてもらいます。

まず１番、外部監査について、関連質問で村長に改めて２点を質問いたします。

監査委員の定数は、弥彦村では２名。内訳、議員が１人、見識を有する人１人とされています。また、任期は４年です。監査を同じ人が４年も長きにわたって行うことは、健全な監査が難しく、見落としや追及をやりにくくなる等、２年ごとに交代することが健全と思いますが、いかがお考えでしょうか。簡潔にお願いいたします。

外部監査は何のためにするかということです。以前の出来事を教訓に、人は何のためにどうした、これは何だとか、かなり突っ込んで確認する必要があると考えております。不適切、無駄遣いを２名の監査委員では心もとなく、ただ収支が合っていればいいのでは本来の監査とは言えないのです。村長は、何か起こってから監査をするという答弁です。私はそうでなく、起こってからではなく、起こらないように防止が目的で外部監査の必要があると考えております。

生身の人間がすることです。何があるか分からないのがこの世の常です。何かが起こってから責任の追及ではなく、予防が何よりも大切です。ゆえに、通常の監査と外部監査のダブルチェックが必要と再三申し上げております。毎年必要とは思いません。以前、２年に一度とか提言しま

したが、３年に一度でもおやりになれば、不適切、無駄遣い、無理、無駄、ムラをしない、かなりおもしになると思います。

先日の議会報告会、意見交換会で、この外部監査について活発な意見がございました。その中で、本多議長から、何かあったときには村長、監査委員に責任が生じると答弁がございました。そんなことにならないためにも、行政の長たる村長がむしろ率先して、早急に実行することではありませんでしょうか。このご答弁をお願いいたします。

次に、競輪事業の莫大な利益の使い道について、再度質問いたします。

年間８億円から10億円の利益が出ております。９月議会にて使い道を提案いたしましたところ、いろいろな基金への積立てや、脱炭素社会へ向けて取組を推進していく必要があると答弁されております。私もそのとおりだと思います。

具体的に私は提案したいと思います。競輪事業の50％を脱炭素社会に投資すべきであると私は思います。個人が投資の際は、投資額の半分を補助する。ただし上限を100万円までとし、公共施設等は、国の補助金等を大いに活用する。現に、弥彦村において設置している事業所等もあり、採算が取れております。また、減価償却もできているそうです。弥彦村を日本一の脱炭素社会にしましょう。村長の答弁をお求めいたします。

２、９月の議会において、国道建設問題を質問いたしましたが、関係機関等にお願いをしているとの答弁でした。私には、村長の国道建設が弥彦村にとって必要であるとの熱意が感じ取れないのです。村長の決意と進捗状況を今一度お尋ねいたします。

これは答弁を求めませんが、３番、地域ごとの懇談会を開催することはとてもいいことだと思います。しかし、なぜ区長並びに役員に限定しているのか理解に苦しみます。それならば全区長を役場に集め、懇談会をされたら１回で済みませんか。全村民を対象に懇談会を行うならば、土曜日、日曜日、あるいは夜７時以後に行うべきと考えます。区長の懇談会は、村長が公約に掲げた村民の声を真摯に聞くための第一歩としますが、よく検討し、今後に生かしてください。切に願い、私の一般質問をこれで終わります。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、古川議員のご質問にお答えいたします。

まず、監査委員の定数及び任期につきましては、地方自治法第195条第２項において定数が定められており、市町村においては２人とされています。また、条例でその定数を増加させることができるともされています。

任期につきましては、地方自治法第197条により、識見を有する者から選任される者にあっては４年、議員から選任される者にあってはその任期までとされております。任期につきましては、法律で定められた法定事項であることから、私がこの場で発言することは適当ではないというふうに思います。

次の外部監査の実施、競輪事業から生じる自主財源の使い道及び脱炭素化の取組については、既に３月、６月、９月の議会にて答弁をしたとおりでございます。

また、国道289号線に係る取組についても、９月議会にて答弁したとおりです。要望活動はその後、引き続き継続して行っております。

11月８日に開催された安全・安心の道づくりを求める全国大会、また、北陸ブロック懇談会においても、国道289号線の延伸について、国会議員や国土交通省に要望してまいっているところであります。

質問ではないということではございましたけれども、最後の区長、地区役員との意見交換会について、考えを述べさせていただきます。

私が選挙の際、皆様にお約束した35の約束に基づき、行っているものであります。このたびの意見交換会は、全20地区において密度の濃い、大変有意義なものでありました。地区の課題を共有するとともに、村政全般の意見交換ができました。

意見交換会において皆様からいただいた要望項目等については、速やかに対処可能なものについては対処した上で、今後の村の対応方針と併せ、おおむね１か月以内に区長さんへご回答させていただいたところであります。

参加対象者については、各地区の情報が集約している区長さんや地区役員の方、民生委員、環境衛生委員、地域スポーツ委員等の行政委員の方や消防団を中心に想定し、また、その他ご意見のある方の出席については、特段制限はしておりません。実際に、どなたにお声がけするかは各区長さんにお任せしたところであります。

意見交換会は７月３日から11月９日にかけて行いました。全20地区で行い、参加者総数は167名、平均8.4人でありました。参加者が10人以上の地区は６地区、お一人の地区もございました。地区によっては、夕方６時開会では参加しにくいという声もいただいておりますので、来年度以降開催する際、より多くの方から参加いただけるよう、開催方式を含めよく検討し、実施してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　ご質問はございませんか。

古川議員。

○６番（古川七郎議員）　外部監査についてですけれども、村長は先般も議会で、私の質問に対しては、村議会議員の総意があればやるということなんですよ。そしたら私は、村長の考えはどうなのかということが私は不思議でならない。だから今日もこうやって質問をするんです。村長の考えはやるのかやらないのか、誰かに任せるのか、俺は今後こういう考えを持っているという答弁が私は欲しいんですよ。村長の考えが何も聞けていない。これが私には情けない。

更に質問させていただきます。この件の最後に答弁を求めますが、議員より必要があるときに議会に諮るとのことです。前もそういう答弁でした。ということは、村長の考えがどうだということは、長たる者の考えが私には全然届いていないんです。これが一番の問題なんですよ、私は。

人任せじゃ私は困ります。

以前、ある年から競輪事業の突然、利益のゼロが続いた。これも事実です。それを見ただけでも異常事態と捉えるのが一般的と思いますが、しかし、議会に外部監査を必要と提案しても、なかなか過半数の議員の賛同をいただけなく、たしか７回ほど否決されたことも異常事態と言えます。必要があるときは果たしてあるのでしょうか。私は、ただいま疑問に思い、村長の答弁をお聞きいたしました。この件に対して、村長はどのようにお考えでしょうか。お願いします。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えします。

監査につきましては以前もお話ししたとおり、現在は高橋代表監査委員、そして柏木監査委員より年14回監査を行っており、私はそれをしっかりと受け止めているというところでございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　申し訳ございませんが、それは日本中どこでもやっていることなんですよ。どこでもやっていることなんですよ。なおかつ、そういう不祥事が出たり、いろんなものが出ているわけ、世の中というものは。

先般は申し訳ないけれども、村長のお勤めだった４チャンネルでも出ましたですよね。1,300万円の横領があったということが。そういうこともあるんですよ。だから監査をすると。だから監査をする。監査は２年、４年と法律で決まっているのは私は分かる。だからそのために質問するんですよ。

ほかの競輪場ではこういうことはないんですよ、みんな。１年ごとに５人か６人でみんな監査が別々に違ってくるんですよ。同じところを４年間もやっているところは関東の競輪じゃございません。弥彦だけなんですよ。だから、これは今言ったとおり、２年間の期限も私は知っているけれども、こうして質問しているんですよ。だからやらなきゃいけないと私は言っているんですけれども、まだ村長としてはそういう理解ができていない、できないんでしょうかね。いま一度お聞きいたします。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先般もお答えしたとおり、議会の求めがあれば応じたいと思いますけれども。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員。

○６番（古川七郎議員）　申し訳ございません。ということは、私の受け取り方は、皆さんどう思っているか知りません。あなたの考えはなくて、村議会議員の意志あってそれに従うということですね。そういうしか私は理解できないんです。それでよろしいんですね。あなたの考え方は。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員、あなたというのはちょっと。

○６番（古川七郎議員）　すみません、村長です。すみません。私は村長の考えはそのように理解したんです。それは本当におかしいなと、誰が見てもおかしいなと思うんですけれども、その辺

改めていただけませんでしょうか。それでやらないんだったらやらないと。その代わり、あんたたちのこのようにやることは、住民の要望があったらやると。そういうのをはっきり言ってください。あなたは何にも答えがなくて、住民の要望があったらやるというだけなんだけれども、それは私は理解できないんですよ。

そして、次は今日はあまり言いたくないんですけれども、私はなぜこれを何回もやるかというと、私の考え方です。外部監査あるいは自主財源の使い道、あるいは国道の開通というのは、これは私は申し訳ないけれども、本間村長の最大のミッションだと思うんですよ、期間中で。これが村長なんですよと、私は自分ではそう思っている。私は思っているわけ。最大のミッションですよ。こんないいミッションはないです。土壌ができているんだもん。その辺を理解してもらいたいですね。

それとあわせて、競輪事業の利益の半分、これは村長、前はいろんな組立てでやるということで答弁をいただきました。それはそれで全然間違いないです、正しいと思いますが、この半分、その辺は検討してもらいたい。私の考えです。半分は別の口座を作ってやってもらいたい、こういうふうに思います。

競輪の監査のときも、これ載っているでしょう。年末に基金残高というのがある、こういうところをもう一つ、こういう半額を載せてください。そうしないと、これはなかなかうまく私はいかないと思うので、その辺よろしくお願い、その点の考え方は村長、いかがでございましょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　表現については柳川所長より答えてもらいますけれども、基本的な財源の使い道については以前から申し上げているとおりでございますので、何も変わっておりません。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　公営競技事務所長。

○公営競技事務所長（柳川治美）　新たな基金をというお話がございましたが、こちらの件につきましては、12日の競輪常任委員会のほうでまたご説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　古川議員、過去から同じ質問が述べられておりますので、できるだけ再質問におきましては、新しい質問をしていただきたいと思います。どうぞ、質問はございますか。

古川議員。

○６番（古川七郎議員）　同じ質問と言われていますが、私はそのぐらいのことをやらないと、大体世の中というのは、要するに勝ってかぶとの緒を締めよということなんです。何とかを締めろという言葉もあるんですけれども、そのとおりです。世の中とは大体それなんですよ。金がいっぱいあるときは、必ずそういう問題が起きてくると思うので、そういう問題が起きないように、明確にこのように区別してやってもらいたいという私のお願いです。それをしないと、必ず人間というのは、勝ってかぶとの緒を締めよというこの気持ちがなくなるんですよ。企業も個人も全部私は同じだと思っているから、その辺をよく村長さんは考えて、よろしくお願いしたいと思い

ます。

今日あまりごちゃごちゃ言いたくないので、これで終わりにしますけれども、よく少し考えてお願いしたいと、このように思いますのでよろしくお願いします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　これで古川七郎議員の質問を終わります。

◇　石　川　　喬　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、石川喬議員の質問を許します。

２番、石川喬議員。

○２番（石川　喬議員）　それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

２つございますが、１つは、生産性向上の為の圃場整備事業推進対策について。それから２つ目は、各地にあります集落の農村公園内の整備についてでございます。

まず１つ目は、生産性向上の基盤整備でございますけれども、緑豊かな農村を守り、生産性向上を図っていくためには、稲作圃場の区画整理及び農道整備等の重要性が理解されているところでございます。ついては、圃場の未整理集落の方が高齢化、あるいは機械設備の更新ができなく、やむなく稲作経営を断念せざるを得ない場合になったときには、全く条件のよくない圃場などは圃場の受け手がなく、いわゆる買手が見つからないという、委託先を確保することが困難な仕組みになっていることでございます。

この委託先がない、確保できない、やむを得ないときはやむなく耕作放棄となり、残念ながら草がぼうぼうに生い茂っていく、手もつけられない原野に戻っていくわけでございます。このような光景は日本各地、この西蒲原地域、県央各地にも散見されているところでございます。

当村も例外ではございません。これらは美しい農村景観を損ね、害虫、獣のすみかとなり、住民の日常生活にも支障を来す厄介な問題です。これらの荒廃していく農地対策、併せて農業の担い手確保及び生産性向上対策のためには、未整備集落の圃場整備事業推進は、大変重要であるものと各位、ご認識されていることと存じ上げます。

では、この問題をどのように進めていくかということが大切なキーポイント、問題点でございます。一般的な各行政の答弁を見てみますと、いわゆる手を挙げた集落は、あるいは前向きな集落については、十二分にサポートいたしますとの答弁でございます。これはこれで本当に間違いのない、支障のない答弁でありますが、この厚い壁を乗り越えていくには、未整理集落に行政主導で集落研究会等を設置して、行政による機関車的なリーダーシップを取っていくべきだと存じ上げております。

といいますのも、昨今の農家経営は長年に続く米価安、あるいは資材費高騰等で経営は逼迫しています。また、今年のように品質が非常に悪くて、大幅な収入減になっていることも関連して、非常に農家経営というのは疲弊しているわけでございます。

この圃場整備問題というのは、農家の方々も自分たちの問題であると、十分認識しているよう

でございますが、日常の生活に余裕がなく、引っ張り役のリーダーがいないのが各集落の現状であります。そして、設置された集落研究会に対しては、先進地視察、研修などの十分な予算を行使いただきたいということでございまして、これら耕作放棄については、人口減少対策にも通じていくものと存じ上げます。

また、農業振興課におかれましては、農水省の農地地域計画策定に取り組んでいる点については、本当に高く評価しているところでございます。

以上、停滞している集落を突破するために、強力な行政指導を検討されたいということで、ご見解をお伺いいたします。

２つ目に、各集落にあります農村公園の整備についてお伺いいたします。

農村公園の役割は、地域の方々のよりどころとして非常に大切なものであります。その管理については各集落が行っておりますが、特に大変なのは、広場面積が広いために、そこに生えてくる雑草対策に苦慮しております。除草剤を散布しても次から次へと生えてきて、まるでいたちごっこであります。何らかの理由で除草管理を怠ると、たちまち草ぼうぼうになってきます。

この公園には、集落の母親が小さな子供を連れてきて遊ぼうと思っても、できないので帰っていきます。育児の母親にすれば、満足に子供とも遊べない、息抜きもできないとなると、魅力を感じない弥彦村、あるいは集落へとなっていきます。

ここに来る母親からの提案ですが、公園の２分の１、または３分の１位に人工芝をつけてほしいとのことです。人工芝になりますと、草も生えなく、いつもきれいで、雨上がりでも靴が土に取られることなく過ごすことができます。今の状態だと、雨が降ると四、五日遊べないような状態になっているわけでございますが、それを改善するには人工芝をということで。また、秋の落ち葉清掃等も速やかになります。

以上ですが、私も時々、集落委員で公園の清掃等もやっておりますけれども、言葉には簡単なようでございますけれども、いつもきれいに管理していくことは本当にハードルが高いといいますか、難しいものでございます。

そして、できるならば芝以外のところにも、大分もう40年近い経年を経ていますので、土砂が流出して水たまりが多くできているようなのが、多くの農村公園に見られております。よって、親子が気軽にいつでも来られるようにしてほしいと、また、愛着できる農村公園にひとつ整備をお願いしたいというようなことでございますので、ひとつ村長のご見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　石川議員のご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおりでありまして、基礎整備事業いわゆる圃場整備により大区画、汎用化されていない小規模圃場では、離農や経営規模縮小で受け手を探すことが困難な状況にあり、事実として村内でも受け手が見つからず、遊休農地化している圃場もございます。

また、農地を手放したいと考えてもなかなか買手が見つからないという状況であることも認識しております。

このままでは、これからの農地利用において深刻な問題となることが懸念されており、村としても生産性向上、耕作条件改善のための地域の実態に即した圃場整備事業は必要であり、推進したい考えでございます。

ただ、それでも圃場整備事業は村主導ではなく、あくまでも耕作者、地権者など地域の関係者の総意によってのみ推進できるものであると認識しております。現在の圃場整備事業は、申請の段階から地権者全員の仮同意が必要であり、仮同意を得るためには、圃場整備の必要性を全員が納得して進めていかなければなりません。その納得感は、同じ立場の関係者の徹底した話合いでしか醸成できないだろうというふうに考えております。

現在、10年後、20年後の地域の農地をいかにして守り、農地を農地として活用していくか、地域農業の将来計画を定める地域計画を、地域の皆さんの話合いで策定すべく取り組んでおります。地域計画策定イコール圃場整備の推進ではありませんが、将来計画を話し合う中で、圃場整備をいかにして取り組むべきかも、当然議論されていくことになると思います。

村といたしましては、その経過の中で圃場整備の機運が高まることに期待しており、地域の旗振り役となる方には、今までどおり全面的に支援をしてまいります。議員の皆様にも、機運の醸成にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

続きまして、農村公園の整備についてでございますけれども、農村公園は昭和60年の大戸から整備が始まり、平成５年の井田まで村内４か所で整備をされております。

農業集落居住者の憩いの場を提供する目的で造られた公園となりますが、村といたしましては供用開始から30年以上経過し、既にその役割は一定程度果たされたと考えております。

今後の在り方については、公園設置集落と協議の上となりますが、地域の実情に合わせ、場合によっては別用途への転換、例えば宅地化等も検討が必要であろうというふうに考えております。公園として残すかどうかは今後の協議として、今現在の日常管理で各集落がご苦労されていることは、各地区での意見交換会でも伺っております。

また、公園の人工芝化につきましては、子育て世代の要望に応えられる公園整備も含め、総合的に検討してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　再質問ございますか。

石川議員。

○２番（石川　喬議員）　答弁ありがとうございました。

１番目の圃場整備のことでございますけれども、特に当村においては御新田川から西側の圃場ですか、西手側の圃場、あの辺一帯は未整理地域になっていますので、特に機運を醸成していただくというようなことでお願いしたいわけでございます。

西蒲原の平均ですと、１町歩以上の圃場は、大体識者の話によりますと40％ぐらいが西蒲原の

１町歩、圃場になっていると。当村は、上泉と大戸集落だけが一町歩で、それを水田面積に割り返すと20％ぐらいじゃないのかと。西蒲原の平均より遅れているような状況でございますので、特にこれは生産者の皆さんの機運の醸成を待つほかないというようなことになるかと思うんですけれども、そこを行政がいま一歩踏み込んで、先進地視察などを重ねて機運を盛り上げていっていただけると存じ上げる次第でございます。

特に、弥彦は枝豆の生産地でございますので、特殊な大型の豆の専用のコンバインが２台、３台とあるんですが、そこに入るには小さい農道で駄目ですし、また、農業振興課の方によりますと、湿害なども出ておるというようなことでございますので、是非御新田川の西手のあの辺については、地域の水田を、圃場整備進めていっていただければと存じ上げます。

それから、２つ目の農村公園でございますけれども、この農村公園は先ほど答弁がありましたように変換もあり得るというようなことでございますけれども、できれば、やはり育児をしているママさんたちが気軽に遊びに来られるような公園にしていただきたいと存じ上げます。これもくしくも本間道夫村長が造って、何らかのあれもあるかと思いますが、それはともかくといたしましても、ママさんたちが気軽に遊びに来られるような、親しみのある農村公園にしていただきたいなと。そういうことによりますと、また弥彦のイメージも変わってきますし。

私たちは、10月16日に群馬県の川場村を議会の皆さんと一緒に視察研修したんですけれども、川場の道の駅も広大な面積も全て人工芝で、本当にきれいになっていたわけでございます。昨今の近隣の農村公園を見ても、人工芝は大分普及されておりますので、是非弥彦も取り組んでいただきたいなと思っているわけでございます。

できれば、蛇足ですけれども、子供さんが喜ぶような弥彦村のマスコットですか、うさちゃんとか、あるいはまた、子供さんが喜ぶようなアンパンマンの人形なども設置していただければ、なおまた子供さんが喜んで、集落の農村公園に親しみを持っていかれるんじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。

通告してございませんけれども、うさちゃんの人形など、村長いかがでしょうか。ご見解よろしくお願いします。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　ミコぴょんでございますかね。そういったことも含めまして、地域の方、そして子育て世代の方のご意見も聞きながら、素材については議論してまいりたいというふうに思っておりますので、ご提案ありがとうございます。

○２番（石川　喬議員）　以上で質問を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　これで石川喬議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩といたします。

再開は11時30分といたします。

（午前１１時１５分）

○議長（本多隆峰議員）　再開いたします。

（午前１１時３０分）

◇　板　倉　恵　一　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、板倉恵一議員の質問を許します。

７番、板倉恵一議員。

○７番（板倉恵一議員）　それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

弥彦村はワイン特区に認定され、ワイン製造に取り組んできていることと思われます。国内で特に認定されているのは、2021年11月時点で108地域となっており、そのうち、新潟県内では佐渡市と弥彦村のみであります。弥彦は令和元年８月14日に許可が下りましたが、ブドウは苗を植えてから収穫できるまで数年かかります。そこからワインを造るとなると、更に半年から１年ほどプラスされます。旧弥彦村保育園、地域交流センターでワイン特区を始めるので、交流センターは閉じてしまいましたが、その後の動きが全然見えません。

そこで以下についてお聞きします。弥彦村はワイン特区を中止したのか。２つ目として、現在も継続中ならどこの土地で耕作し、現在の製造状況をお聞きします。３点目で、現在ワイン特区での生産者及び製造業者は何団体で、どのぐらいの量を見込んでいるのか。４番目として、村としてワイン特区をどのように活用し、観光地化したいのかをお聞きいたします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは板倉議員のご質問にお答えいたします。

ワイン特区につきましては、法律の規制が緩和される特別な区域を認定するもので、弥彦村は弥彦ワイン特区という名称で、令和元年８月14日に認定されました。弥彦村の場合は、村内全域が認定範囲であり、認定は現在も継続されております。

認定当初は、地域交流センターを利活用してワイナリーを建設する計画がありましたが、地域交流センターの建物自体が古く、耐震基準を満たしていないことから、計画はストップいたしました。

しかし、今年度１社の村内業者が弥彦村ぶどう部会からワイン用のブドウを仕入れ、初めて弥彦産ワインを製造いたしました。今年度の生産量は約1,900ℓ、ワインのフルボトルで約2,500本相当の予定というふうに伺っております。

弥彦村としては、ワイン特区を活用して製造されたワインを、既存の日本酒やクラフトビールに加え、弥彦ブランドの新たなお酒として、村内の飲食店やイベント等での提供、ふるさと納税の返礼品などで広くＰＲをしていきたいというふうに思っております。

従来のまちあるき観光にプラスされることで、公共交通機関を利用した来村についても、併せて積極的に宣伝をしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　再質問ございますか。

板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　今ほど村長のほうからは、弥彦村でまず2,500本ぐらい造りたいというような話でありました。日本のワインは、私もワインを時々飲みますが、外国産のワインと比べるとやはり高いと思っておりますし、また、そのような話も聞きます。そういう部分では、弥彦産のワインをどのぐらいの価格にするのか。また、それをどのような指導をしていくのかという部分について、お聞きをしたいと思います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　まだ製造途中ということでございますので、売価についてはまだ具体的には伺っておりませんが、当然いろんな場面で、先ほど申し上げたように、試飲会も含めていろんなイベントで販売、そういうバックアップはしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　バックアップをしていきたいというような話が出ました。それで、県内８か所にワイン産地事業があります。そのうち、胎内市で自治体直営のワインをやっております。そういう部分では、弥彦のスタンスはどのように考えているのか、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　今現在では、村内業者がビジネスとして関わっているということで認識しておりますので、その販売や販売チャンネル等々については、事業者のほうが中心になろうかと思いますけれども、先ほども申し上げたように、各種イベント、あるいはふるさと納税の返礼品として、一生懸命我々としても宣伝していきたいというふうに思っております。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　弥彦もお酒、それからビール、それに今度はワインが入るというような形になると、今までもそうなんですが、よその地域でもそうです。やはりそれを利用して、私もいろいろなところに飲みに、ワインの工場、いろいろなところへ行きました。そういうふうなところに行きますと、そのワイン工場に付随していろいろな事業所が入ってきます。それがまた観光につながるという部分では、すばらしいなというふうに思います。その辺で、更に弥彦村が観光化するというのは物すごくいいことだと思います。

そういう中では、村として、商工会もあるでしょうが、村としてどのような指導をしながら、そういうような事業者を求めていくのかという部分について、もし考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　ワイン製造に関わる方々がそれぞれいろんなチャンネルでお仕事をされる、

あるいはそれを後押しするということは、私としても大変期待をしているところでもございますし、そういう意味では、始まったばかりのこのワインの製造について、まずは2,500本相当をしっかり売り切れるような、そんな我々もバックアップをしていきたいということは、重ねて申し上げたいというふうに思っております。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　やはり2,500本というのは魅力ではあります。そういう中では、お酒、ビールもあります。それらをやはり総合したいろいろな売り方、商売、それから観光地化というのもあると思います。そういう中で、是非とも弥彦は彌彦神社だけだよ、競輪だけだよ、じゃなくして、そういうところにもやはり波及をする部分だと思っております。そのような神社を中心にして、神社の周辺でもよろしいですが、その辺でもし予定があればお聞きをしたいと思います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　いずれにいたしましても、ワインが製造され、納品され、日本料理に合うワイン、あるいはイタリア料理に合うワイン、フランス料理に合うワインと、いろんな形でワインを楽しむ、そういうイベントやお店の対応も大変期待しているところでもありますし、新たな弥彦産、メイドイン弥彦という意味では、私も大変期待をしているところでございます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　弥彦保育園の跡地といいますか、弥彦公園のところで、地域交流センターですか、あそこで造るという話が一番初めにありました。そこが駄目だというような形になると、その代わりの場所というのはどこか考えておられるんでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　その件につきましては、産業部長より答えさせていただきます。

○議長（本多隆峰議員）　髙橋産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　今ほどの件につきまして、私のほうで代わりにお答えさせていただきます。

旧弥彦保育園につきましては、当初そちらのほうで、小規模ワイナリーを幾つかそこで造って、幾つかの事業体がそこで共同して扱えるようなというような形の構想で進めておりましたが、あの施設につきましては、実は私も通ったことのある保育園でして、もう半世紀が過ぎております。そちらの改築、改装に関しまして、検討し調べましたところ、改修、補修する以前に、もう耐震構造的にはとても無理であるというふうな形がなされまして、やっぱり行政の持ち物といたしまして、安全に使用できるものでないということから断念したものです。

先ほど申し上げましたように、特区を利用して、各事業所が小規模ワイナリーを造るとなりますと、あれほどの規模の建物は要らなくなります。もし、この先進めていく中で、10年後、20年後になるかは分かりませんが、新たに、総合的に、そちらのほうで幾つかの小規模事業者を固めて一斉に造りたいとか、また更に、特区が必要のないほどのワイナリーができるような状態にな

ったときに、改めて建物とか土地の検討はされるものと思っております。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　そうしますと、今のところは駄目という部分で、じゃ、どこに造るのという形になると、特区である以上、収量さえ造ればどこの事業者、どこの団体でも造れるんですが、今まで造っておられた方は、今現在その作業に向けて造るための準備はしているのでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　髙橋産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　私のほうも、本人から今直接聞いている訳ではなくて、関連しているブドウ関係の方からの情報なんですけれども、今一応、ブドウの栽培は現在も続けております。ただ、特区に見合うほどの収量まで、まだいっていないということで、あと数年はかかるというふうに聞いております。

そちらの最初に携わった方は、特に弥彦で造らなくても別なところでもワインを造る力のある方ですので、弥彦のほうで造る場合は特区を利用されるか、それともまた別な形で、ワインの特区を利用したところに関しては、携わりたいというふうな意向であることは聞いております。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　そうしますと、その一番初めの方はあと数年かかるということになると、私的には、保育園の跡地、地域交流センターはあのままの状態で存続をさせていくのか。ちょっとワインのほうの関係とはあれですが、そのほうを潰してあそこにワイン工場を建てるということは、考えてはいないんですか。

○議長（本多隆峰議員）　髙橋産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　先ほど答弁させていただきましたんですけれども、もう耐震構造上、改修も無理というふうな形の判断でございますので、また別な形で、行政のほうが人にお貸しするという形にもできませんので、今後はやっぱり公共施設でありますので、ハコもの管理・子ども館新設検討委員会のほうで協議されるべきものと考えております。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　ハコもの管理・子ども館新設検討委員会で協議をされるという話なんですが、その辺で、前からいろいろな形の中でハコもの検討委員会という話が出てきております。その辺のメンバーと、いつ、そのメンバーの構成ができるんでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　ハコもの管理・子ども館新設検討委員会の構成委員については、現在起案中でありまして、メンバー選定中というところであります。今の予定では来年、年が明けてからメンバーを選定、委員を確定したいというふうに思っているところです。

○議長（本多隆峰議員）　板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　今のところは検討中、来年にはできるだろうという話なんですが、そういう中では、いろいろな懸案、ワイン工場もワイン特区の関係もあります。是非とも早めに固め

ていただいて、いろいろな事業を進めていただきたいというふうに思っております。

そういう中ではワイン特区、特にワインにおいては弥彦も酒、それからビール、ワインと３つのいろいろなお酒ができているというのでは、観光地化を是非とも目指していただきたいというふうに思っておりますので、私としてはこれで質問を終わらせていただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　これで板倉恵一議員の質問を終わります。

◇　柏　木　文　男　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、柏木文男議員の質問を許します。

８番、柏木文男議員。

○８番（柏木文男議員）　弥彦村障がい福祉計画について質問をいたします。

第６期弥彦村障がい福祉計画は、令和３年度から令和５年度の計画で、今年度が最終年度となっております。この計画資料の中で、平成30年から令和５年の障害者数の総数の推移を見てみますと、身体障害者は平成30年が335人、平成31年337人、令和２年326人、知的障害者数が平成30年58人、平成31年が58人、令和２年が61人、精神障害者が平成30年が38人、平成31年が42人、令和２年が47名となっております。

身体障害者数は97％に減少していますが、知的障害者数は105.1％と僅かに増加しております。精神障害者は123.6％と大きく増加いたしております。

弥彦村障がい福祉計画の障害者の基本理念では、自分らしさを発揮し、家族や地域の優しさにつつまれて充実した暮らしができる社会の実現がうたわれております。また、基本目標はサービスの確保、支援の充実、居住の場の確保、相談支援体制の確立と定められております。

ここで次の質問をいたします。

質問１、障害のある方にアンケートを実施したと思われます。実施時期はいつでしたか。また、アンケートの回収率をお聞きいたします。

質問２、弥彦村自立支援協議会を立ち上げていると思いますが、所属、役職名を教えてください。審議会が開催されていれば、日時と審議内容をお願いいたします。

質問３、アンケートを実施していましたら、次期計画ができる前に、障害者の代表と計画の内容を協議しますか。

質問４、精神障害者及び知的障害者数が増加した原因はどこにあるかお考えでしょうか。

質問５、身体障害者、知的障害者、精神障害者に係る政策等について質問をいたします。

①身体障害者、知的障害者、精神障害者数のそれぞれの現在の人数をお聞きいたします。

②身体障害者、知的障害者、精神障害者で、それぞれ65歳以上の高齢者で独り暮らしの人数をお聞きいたします。

③障害（知的・精神）の方が多くなっています。食事の買物等に対し、相談等はありますか。

質問６、医療費の助成事業（村単独助成内容）について質問をいたします。

①身体障害者手帳１、２級所持者に対して、医療費個人負担額通院１回530円、入院１日1,200円を超えた金額を助成しております。医療費の無料化ができないでしょうか。

②知的障害者療育手帳Ａの所持者に対して、医療費個人負担額通院１回530円、入院１日1,200円を超えた金額を助成していますが、療育手帳Ｂ所持者に対してできないでしょうか。また、無料化ができないでしょうか。

③精神障害者に対して、外来医療費の２分の１の金額を、入院医療者の場合は１万円を超えた場合の３分の２の金額を助成（村単独）していますが、無料化できないでしょうか。

質問７、タクシー利用料金の助成事業（社協事業のお願い）。

社会福祉協議会の事業で、身体障害者（１・２級）、知的障害者（療育手帳Ａ・Ｂ）所持者に、社会参加と経済負担の軽減を図るため、タクシー料金の一部を助成しております。年間財源は、赤い羽根共同募金からの原資で実施しております。共同募金の原資が限られている中で、現在年間24枚（１枚570円）の交付を行っていますが、１人月２回の通院で48枚の希望があります。共同募金の原資が限られていますので、社協に対する補助金の増額ができないでしょうか。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、柏木議員のご質問にお答えいたします。

弥彦村障がい者計画は、障害者基本法に基づく計画として策定されており、自分らしさを発揮し、家族や地域の優しさにつつまれて充実した暮らしができる社会の実現を基本理念に、障害者の社会参加を促進し、多様な障害福祉サービスの充実により、地域での生活支援を行うこととしております。

弥彦村においては、役場福祉課と社会福祉協議会、やひこの里の相談支援員を中心に、ハローワークやパーソナルサポートセンターなど、村内外の様々な支援機関と連携しながら、障害者一人一人に寄り添った形で支援を行っております。

障害福祉のニーズは障害の種類によって、あるいは程度によって様々であり、大枠で対応することが非常に難しい分野であると考えておりますが、小さい村である強みを生かし、敏速に適切な支援が行えるようにしてまいります。

個別のご質問に関しては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（本多隆峰議員）　福祉課長。

○住民課長兼福祉課長（坂爪明博）　それでは、個別の質問に答弁させていただきます。

質問の１番目、障がい福祉計画策定に関するアンケート調査についてですが、こちらのほうは令和５年３月に実施いたしました。配布部数が489部で、回答数が249件、回収率といたしましては50.9％でございました。

質問２番目、弥彦村自立支援協議会の委員についてでございますが、現在13名で組織されております。

委員の方の所属、役職については、新潟県三条地域福祉事務所長、弥彦村社会福祉協議会の事務局長、弥彦村教育委員、弥彦村在宅保健師、桜井の里理事長、障害者家族会会長、民生委員児童委員協議会の会長、村内障害者施設の代表者、それと私、福祉課長となっております。この委員は、弥彦村自立支援協議会設置要綱の規定に従いまして人選をしております。

また、今年度この自立支援協議会は２回開催しております。

１回目は令和５年７月27日、午後２時から開催いたしました。審議内容につきましては、アンケート調査についての報告、それと計画策定について、国が示す基本指針の説明、また弥彦村の障害児・者を取り巻く社会資源について、事業所の方から事業所の概要、利用実績などを紹介いたしました。

２回目の会議については、先日12月６日、同じく午後２時から開催いたしました。内容につきましては、次期計画の策定状況について、それと精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組状況についてといたしまして、事例紹介を行っております。

質問の３番目、計画策定に障害者の方を含めているかどうかというところですが、自立支援協議会の中で、家族会から代表の方に入っていただいておりますので、策定の段階から参加してもらっていると考えております。

質問の４番目、知的障害者、精神障害者の増加理由についてでございますが、様々な要因が考えられると思いますが、障害者の高齢化や障害に対する理解が深まったことにより、比較的軽度の方でも診断が出るようになったというのが、増加要因の一つであるというふうに考えております。

質問の５つ目、まず、１つ目の障害者の人数についてでございますが、それぞれの手帳の交付数でカウントいたしますと、本年９月30日現在の人数といたしまして、身体障害者手帳の交付数は306人、療育手帳の交付数は61人、精神障害者保健福祉手帳の交付数は69人となっております。

２つ目、その中で65歳以上独り暮らしの人数ということでございますが、身体障害者手帳では31人、療育手帳では１人、精神障害者保健福祉手帳ではゼロ人となっております。

質問５の３つ目、買物に対する要望についてでございますが、先ほど説明しましたアンケート調査におきまして、心配や困り事に関する質問がございましたが、買物や家事に関する具体的な回答の割合は高くありませんでした。

質問６、障害者に対する医療費助成について、３つご提案をいただいておりますが、こちら医療費助成につきましては、村全体の政策として、優先順位を考えて取り組むべきかどうかというのを慎重に検討していきたいと思います。

最後、質問７つ目、社会福祉協議会が実施しているタクシー利用料の助成事業についてでございますが、社会福祉協議会に確認いたしましたところ、昨年度の実績といたしまして、配布者数が50人、そこでタクシー券を24枚配っているので、1,200枚タクシー券を配布したことになりますが、そこで利用された枚数は577枚、利用率といたしましては48％となっております。

障害をお持ちの方への移動支援について、どのようなニーズがあるのか、どういう事業が求め

られているのかというのは、村の行っている事業も含めて、検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　再質問はございますか。

柏木議員。

○８番（柏木文男議員）　ありがとうございます。アンケートは分かりました。

回収率は50.9％というのは、ありがとうございます。あと、自立支援協議会というのは先回と同じみたいでしたね、調べてみましたら。それと、２回なされているという形の中で、アンケートの集計、または今後の取組というような話をお聞きしました。

それと、３番目の関係ですけれども、自立支援協議会の会長さんがここに参加しているので、よしというような話ぶりですけれども、やはりちょっと心配なのが、この３障害の中で身体障害者の協議会が、実際にはもう10年以上前でしょうか、事務局をやっていた方が高齢になって、本人もいろいろな障害者の方に当たったんですけれども、実際にできなくなって、事務局がないというような形があります。

そういう中で、協議会の中に代表者が出てきておりますが、障害者の本当の気持ちがこの計画の中に入ってくるのかというのが、ちょっと私は心配をしております。任意団体ですけれども、是非これを事務局のほうで障害者の方と相談をしながら立ち上げてもらいたいというふうに、私は考えております。

というのは、基本理念というのがありまして、基本目標ですね、私言った中で。相談支援体制の確立というのがあるんですよね。ただ、任意団体だから行政は関係しませんよ、あくまでも身障者の関係ですよということじゃ私はないと思います。やはり弱者の方に、少しでも耳を傾けてもらうというのは、事務局の大変な仕事だと私は思っておりますが、今後この支援の在り方について、課長はどのように考えているかお聞きをしたいと思っております。

○議長（本多隆峰議員）　福祉課長。

○住民課長兼福祉課長（坂爪明博）　今ほどの身体障害者家族会の件につきましてですが、事務局が確かに形骸化しているというのは、我々も承知しております。そこで、弥彦村には、この家族会の取りまとめとして、弥彦村障害者団体連絡協議会というのが一方で組織されております。またそこの代表の方とも相談しながら、家族会への働きかけについて、我々のほうでも検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　柏木議員。

○８番（柏木文男議員）　要は３団体ありますけれども、よく話合いをして、是非この障害者団体の設立をよろしくお願いしたいと思っております。

それと、精神保健福祉士に関する質問でございます。３団体の中に精神障害の方がおりますので質問させてもらいたいと思っております。

福祉士の配置基準は、都道府県、政令指定都市だけであって、それ以外の公共団体の設置義務はありません。弥彦村の中にも保健師さんがおりますが、保健福祉士の資格を持った人はおりません。

精神保健福祉士の主な仕事内容をちょっとお話しさせてもらいたいと思うんですけれども、精神的な障害を抱えている人の通院後の支援や社会復帰の促進などです。基本的には、精神的な問題を抱えた人の生活問題解決のための援助、地域施設の利用や社会復帰に関する相談に応じ、社会参加に向けての支援をすることであります。

精神保健福祉士の役割は、精神障害者が抱える生活問題や社会問題の解決のために、援助を行います。精神障害者の社会復帰や自立生活のサポートが主な仕事です。精神障害者の人権擁護や社会復帰を推進するための人材としての役割が担われております。

現在、精神障害者の方は、入院、通院で近隣町村に行くには、三条の大島病院、新潟市の白根緑ケ丘病院、新潟市の佐潟公園病院の３病院で相談する場所しかございません。全国の市町村の一部で、包括支援センターで精神保健福祉士を配置している施設もございます。でも、弥彦村は職員の配置はしておりません。

そこで、有資格者を採用するまで、やひこの里には精神保健福祉士の資格の方が２ないし３名おるそうであります。包括支援センターに指定日を設け、派遣申請をお願いして、相談事をやっていただきたいと私は考えております。それもどうでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　福祉課長。

○住民課長兼福祉課長（坂爪明博）　精神保健福祉士の資格を持っている方が現在、村が委託しております相談支援事業で、やひこの里で受けていただいている方が精神保健福祉士の資格を持っております。日々の相談業務で、そういった資格を持っている方が丁寧な対応を心がけておりますので、そちらのほうで対応を続けていきたいと考えております。

○議長（本多隆峰議員）　柏木議員。

○８番（柏木文男議員）　その中で、毎日は来ていないということだと私は思っておりますが、是非、相談日の関係を、村の広報紙なり支援センターの広報で、１年間ある程度決めておいて、相談業務に当たるような形はできるでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

福祉課長。

○住民課長兼福祉課長（坂爪明博）　地域包括支援センターで指定日を定めてという状況では、今ございませんが、現在、毎月広報でも周知しております心の相談事業というのを村のほうで、月１回相談日を定めて、精神保健福祉士の方が相談を受ける日というのを毎月広報で周知をしております。実施場所について、地域包括支援センターがいいというようなご意見も受け止めながら、継続して続けていければというふうに思っております。

○議長（本多隆峰議員）　柏木議員。

○８番（柏木文男議員）　ありがとうございます。

これからも支援のほどよろしくお願いをしたいと思っております。

３障害のことにつきまして、優先的な形があって、村の方針の中で決めていくというような形があります。やはり私は、３障害の方は健常者に比べて、就職する機会が非常に少ないというふうに考えております。あったとしても、１か月の勤務日数が非常に少なくて、やはり生活が非常に苦しく、ここ数年は公共料金、電気料金等が上がって非常に生活が苦しくなっております。こういうこそ、村独自の政策を私はお願いしたいと思っております。所得制限をつけるのか、それとも均等割以上の人をするのかという中でも、やはり私は弥彦村が福祉のことを考えているという形の中で、是非新年度の目標の中で、これをできるような形ができないでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先ほども課長が答弁させていただいたとおり、村全体の施策としてしっかりと優先順位を考えながら、取り組むべきというふうに理解はしておりますけれども、今具体的なことは、これからの検討材料ということになろうかと思います。

○議長（本多隆峰議員）　柏木議員。

○８番（柏木文男議員）　前向きな検討、よろしくお願いいたします。

そして、社協にお願いでありますけれども、タクシー利用券の利用について、是非とも月１回が月２回になるような形の中で、これも新年度の事業の形になってくると思うんですけれども、約50％の人が利用しているという形が出てきております。やはり買物、病院へ行くといっても１人で行けない人が障害者の中にはたくさんおりますので、是非これも新年度の事業に併せて、よろしくお願いをしたいと思っております。

それと、一般質問とはちょっと別なんですけれども、障害者の方で、こういうことが私のところに来ておりまして、説明だけさせてもらいたいと思っております。

親亡き後の課題という中で、お金の残し方、お金に困らないための準備、金をどうやって残すか、遺言か信託か、お金をどうやって管理するのか、成年後見制度、日常生活の自立支援事業という形です。生活の場をどこに確保するのか。そして、お金の管理の仕組みですね。後見人制度、判断能力の不十分な人がたくさんいると思っております。そして、日常生活の自立支援、判断する人は他にあると思っておりますし、財産管理の委任契約、判断能力のない問題の人もおります。そして、住まいと暮らし関係については、障害者支援施設、これは入所施設になると思うんですけれども、グループホーム、サテライト型とかアパートの独り暮らし、日中サービスの支援型とか、福祉のサービスを利用して独り暮らしをするとか、兄弟や親類と同居するとかという、いろいろな悩みをお持ちの保護者の方がおります。

こういうことも含めまして、是非とも第７次の計画をよくつくっていただきたいと私は思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

質問、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　これで柏木文男議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。

再開は13時30分といたします。

（午後　０時１８分）

○議長（本多隆峰議員）　ただいまより、午前に引き続き一般質問を行います。

（午後　１時３０分）

◇　安　達　宏　行　議員

○議長（本多隆峰議員）　安達宏行議員の質問を許します。

１番、安達宏行議員。

○１番（安達宏行議員）　公文書の管理について質問いたします。

現在の公文書の管理状態をいつ改善する予定なのかをお聞かせください。

議会報告会・意見交換会において、村民の皆様から寄せられた意見、要望の中で、公文書の管理について問われた件ですが、村の回答は、公文書保存規程により保存している。今後は管理の在り方について電子化を検討するとともに、現在、分散管理しているものを一括管理することも検討するとのことでした。

電子化に向け取り組んでいくことは、十分時間をかけ進めていくべきと私も考えますが、文化会館に保存されている公文書の状態を実際見て驚きました。担当部署ごとに識別されており、文書の内容、保存年数が明記してあった点まではよかったのですが、保管場所は倉庫と明記されたままでした。また、責任者が誰なのか、誰がいつ今の場所に保存したのか、そこからいつ、誰がどの書類を持ち出し、いつ元に戻し、それを誰が確認したのかなど一切明記されておらず、空いているスペースに取りあえず突っ込んでおいた荷物に見え、これが公文書の保管状態かと残念に思いました。

行政の公文書が今のまま２年、３年とほったらかしでいいはずがありません。管理が早急に必要と考えます。今後の予定をお聞きします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　安達議員のご質問にお答えいたします。

公文書の管理についてですが、議員ご指摘のとおり、現在は別館の２階と文化会館のホワイエにて分割して保存している状況にあります。

分割保存に至った理由については、これまで倉庫として活用していた車庫棟の２階部分を図書館として使用するため、現在の状況に至ったものと認識しております。

村といたしましても、分割保存は適切な状態ではないと思っているところですが、役場及び別館には、あれだけの大量の文書を保存できる余分なスペースがないため、やむを得ず分割保存している状況にあります。令和６年度については、書庫を新築することは、財政的な面から今のと

ころ厳しい状況であると思っております。

文書編さん保存規程に基づき、保存期限の過ぎたものから破棄していきつつ、保存文書の絶対量が減少し一括管理ができるようになるまで、当面、特に文化会館にある文書については、施錠した上で厳格に管理し、保存することと併せ、電子化を検討していくしかないと現時点では考えております。

保存文書の管理記録等については、総務部長より答弁させます。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　それではまず、保存文書の管理所管課については総務課ということになってございます。

議員ご指摘の保存文書の持ち出し、あるいは返却に係る記録につきましては、文書編さん保存規程に規定されてはいるものの、今いる職員は一切行ったことがないのが現実でございます。役場では、文書編さん保存規程に基づく持ち出し、返却に係る記録の運用は、昭和の時代からなされていなかったものと思料されます。

現行の規程は昭和37年に制定されたものであり、当時の文書管理の在り方、考え方と現在の文書管理の在り方、考え方は、時代の経過とともに変遷しているため、文書編さん保存規程の全部改正も含め検討し、適切な管理記録となるよう改善してまいります。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　安達議員。

○１番（安達宏行議員）　令和３年９月議会で、本多議長が同じ内容を質問されました。当時はまだデジタル庁が創設され、県も公文書管理に関する条例を制定したばかりの時期でした。そのため、まずは公文書の電子的管理に向けた作業を確実に、かつ効率的に行うために、他部署と連携しながらの体制づくりのため、情報収集に努めるとのことでしたが、既に２年を過ぎています。

電子化を進めるとしても、かなりの時間と費用がかかります。システムの問題、また職員で対応するのか、または外部委託するのかなど課題もあり、多くの情報を収集し、費用対効果を十分検討してからの取組でよいと思います。ですが、現在保存している公文書がもうしばらく今のままでよいとは思えません。

再度お聞きします。保存期間を過ぎている文書がそのままになっていたり、公文書以外のものが一緒に放置されていたりしていないかなど、定期的な確認作業を行っているのかお聞きします。例えば、年１回確認をしている、または１人ではなく２人以上で確認し、その記録を残しているなど、定期的な確認作業を今現在、先ほどの回答では行われていないように受け止めたんですが、今後行っていく予定があるのか、それをいつから考えているのか、もう少し具体的にお聞きかせください。

○議長（本多隆峰議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　今、安達議員ご指摘のとおり、特に文化会館の２階にある文書について、

定期的な確認作業については行っていないというのが現状でございます。これからどうしていくかにつきましては、それこそ今後検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　安達議員。

○１番（安達宏行議員）　公文書管理法における行政機関の中に地方自治体は含まれていませんが、同法第34条に、地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理を行うよう、自治体に努力義務を規定しています。

公文書管理条例までとは言いませんが、取り急ぎ、既存の公文書保存規程の見直しを図り、表現が間違っていたら、すみませんが、現在施錠されている場所に保存されているとは言いますが、放置されているような状態の公文書を、もう少し管理している状態にすることはできませんでしょうか。

自治体において公文書を適切に管理し、過去の行政資料を積極的に公開することは、民主主義の根幹を支えるものです。政策の意思決定が分かる書類が適切に保存されていないと、住民に対して説明責任を果たせない上に、その政策の手続の正当性を評価できません。

すみませんが、再度お聞きします。今までで村民から資料の公開を求められても、文書が見つけ出せないために開示できなかった事例はありますか。

○議長（本多隆峰議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　情報公開に基づく各種請求の後に、文書が見つけ出せなかったかどうかについては、手元に資料がなく、なかなか私の今のところの記憶の限りでは分からないというのが現状です。

○議長（本多隆峰議員）　安達議員。

○１番（安達宏行議員）　今質問したのは、村民のある方から、かなり前の話ですけれども、公開を求めたら書類が出てこなかった、こんなことでいいのかというような意見をいただいたので、その方のおっしゃることもかなり前のことで、じゃ、いつのことだったのかというところまでは確認が取れませんでしたので、ちょっと曖昧な質問で申し訳ありませんでした。

先ほどおっしゃられた保存を過ぎたものについての見直し等を含め、今現在、廃棄すべきものを整理しながら、管理の徹底をお願いします。

保存期間が永年のものについてですが、当時は永年保存が必要と判断したものでも、今現在では不要と考えられるものがないのか、この機会に再考してはいかがでしょうか。その判断を誰がするか。その判断が後で間違いだとなることも十分考えられますが、年々増えている文書の保存場所も、先ほどおっしゃられましたけれども、足りなくなってくると思います。公文書の電子化により、かなり整理できるとは思いますが、永年保存の対象についても再考すべきと思います。

これからも公文書の保存管理の状態を定期的に質問していきますので、よろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　これで安達宏行議員の質問を終わります。

◇　花　井　譲　温　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、花井譲温議員の質問を許します。

４番、花井譲温議員。

○４番（花井譲温議員）　通告書に従いまして質問いたします。

弥彦村の観光について。帯状疱疹ワクチン公費補助金額について。

弥彦村の春、夏、秋はそれぞれの季節で魅力ある観光スポットがあり、行事、神事も企画されています。更に、弥彦村自動運転調査実証事業、電動キックバイクレンタル事業の実証と、今後の話題性もあり、坂道の多い弥彦村観光に新たな交通手段となるか期待が持てます。しかし、冬場は雪や雨によりキックバイクも使いにくく、交通手段も制限されます。冬場における観光客の入り込み数については、新年の初詣を除けば少ないと思われます。各季節における観光客数の動態はどのようになっているか。もし、冬期間の観光客数が少ないのであれば、村としてどのような対策が必要と考えているか伺います。

２番、帯状疱疹ワクチン公費補助金額について。

10月10日、ＮＨＫの「クローズアップ現代」において帯状疱疹についての放送があり、視聴された方もおられたと思います。帯状疱疹後の痛みについて３人に１人が激痛に苦しみ、今なぜ増加しているかについても解説されていました。

ワクチン補助について、自治体での補助は７割が約半額以上を設定、新潟県で最初の南魚沼市では１回5,000円で２回、２番目の魚沼市では１回１万円で２回分が補助されています。

令和６年度予算で公費補助実施予定の金額について、９月議会では検討中とのことでした。進捗状況がどのようになっているか伺います。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、花井議員のご質問にお答えいたします。

１つ目のご質問の弥彦村の観光についてですが、月別の観光客数は、観光協会や彌彦神社ほかからの報告を取りまとめ、観光動態調査として県に報告しております。

観光動態調査によれば、４月は桜の開花や湯かけまつりがあり約15万人、５月はゴールデンウイークもあり約20万人、６月は比較的少なくなり13万人、７月は燈籠まつり等があり約19万人、８月は夏休みや帰省、えだまめまつり等々もあり約22万人、９月はやや少なく16万人、10月は寛仁親王牌やライトアップが始まったため約19万人となっております。11月については速報値となりますけれども、菊まつりや弥彦公園もみじ谷、大イチョウほかで約50万人、あとは昨年度の数値ではありますが、12月は特に目立った催事がなく約６万人、１月は初詣があるため32万人、そして２月と３月はやや少なく、それぞれ８万人と11万人となっております。

今年度はこのままのペースでいくと、今後の天候等の不安要素はありますけれども、新型ウイルス感染症拡大前と同程度の230万人を超える見込みとなっております。

彌彦神社の参拝客も新型ウイルス感染症拡大前に戻り、弥彦は近年曜日に関係なく、多くの観光客でにぎわってまいりました。

インバウンドにつきましても、昨年秋頃より少しずつ増えてきており、今年度の宿泊者数は、10月までの数字で687人、うち台湾が最も多く420人となっています。

ご指摘のように、冬期間は年間を通じて少ない状況ではありますが、冬期間に限らず、それ以外の比較的観光客が少なくなる月にも新たな誘客イベントを開催するため、現在関係団体と調整をしております。

おもてなし広場やヤホールだけでなく、湯のわを含めたＪＲ弥彦駅前の整備や弥彦山頂への誘導、弥彦競輪場での競輪以外のお客様を呼び込む新たなイベントについて、民間企業とも連携しながら計画をしております。

また、電動バイクにつきましては、ヘルメットの着用や貸出時の運転免許証の確認、安全面に十分配慮して実証実験に入っております。冬期間からの実証であるため、悪天候や積雪など気象条件もあるため、運行については極めて限定的になるというふうに思っております。実証の中できちんとデータを取りながら、新しい弥彦の周遊観光として活用していきたいというふうに考えております。

弥彦に行けば何か楽しいことやっていると、そんなふうに思っていただける通年観光地弥彦を目指していきます。

２つ目のご質問にある帯状疱疹ワクチン公費補助金額についてお答えいたします。

県内の市町村と情報交換しながら、来年度50歳以上の方を対象に生ワクチン、不活化ワクチンとも接種に係る費用のおおむね２分の１で上限額を設けて助成することを検討しております。具体的な金額につきましては、現在令和６年度の予算編成作業中であり、予算全体としての調整の中で変更もあり得ますのでご承知おきください。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　再質問ございますか。

花井議員。

○４番（花井譲温議員）　弥彦山スカイラインは、11月24日の16時から2024年４月１日９時まで冬期閉鎖となります。車では山頂に行けません。４か月間、１年の３分の１の期間の閉鎖となります。

近年、降雪量もそれほど多くないように思います。雪をかぶった弥彦山の景観、冬の山頂から見た越後平野、日本海、佐渡島、能登半島、すばらしいものであると考えます。特に冬の場合は葉っぱが落ちて、しっかりと海側も越後平野側も見通せるような感じになっていると思います。

弥彦観光の重要な柱が冬場使えない状態であるスカイラインの冬期閉鎖について、どのように考えておられるか伺います。閉鎖期間、短縮等は考えられないでしょうか。当然、通行の安全性を考えてのことですが。

○議長（本多隆峰議員）　答弁をお願いします。

村長。

○村長（本間芳之）　議員おっしゃるとおり、弥彦スカイラインは非常に観光資源としても重要だというふうには考えておりますが、県道であるということで、私どもの力の及ぶ範囲ではございませんが、ただ、議員もおっしゃられた観光資源として、しっかりと天候、季節、それから積雪状況も鑑みながら、早期の使用について、これは要求をしていきたいというふうにしております。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　であれば、ロープウエーの活用になるかと思います。ロープウエーの観光客数の推移について伺います。弥彦村は、彌彦神社とともに弥彦観光索道の大株主であり、状況を把握しておられると思います。伺います。

○議長（本多隆峰議員）　答弁できますか。

村長。

○村長（本間芳之）　観光商工課で答弁願います。

○議長（本多隆峰議員）　産業部長。

○産業部長（髙橋信弘）　花井議員の質問にお答えしたいと思います。

ロープウエーに関しましては、冬期間稼働するものの、かなり悪天候によりますと、風が強いときであったりとか、すぐストップするような形になります。冬の期間でありますと登山客も多少はいるのですが、あれは平成何年になりますか、大雪のときの事故でお亡くなりになった方が、起きたときを境に、冬の期間は、私どものほうでは山じまいを一応開催いたしまして、広く、その辺につきましては山じまいをしているので広報をして、登られる方に関して止めることはできせんので、十分気をつけるような形で周知はしております。

弥彦山に登られる際の景色もきれいというのは分かるんですけれども、県道沿いの駐車場なりあそこにつきましては当然除雪も入りませんし、弥彦山もロープウエーを上った段階では、山麓駅の前の広場の部分を除雪するのが手いっぱいというような形でして、十分観光客を受け入れる体制になっていないというものが実情です。

先ほど申し上げましたように、確かに雪の景色はきれいですので、何かしら別な形で冬の観光客の増加を模索しながら、来年度以降進めていければというふうに考えております。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　彌彦神社にお参りして、ロープウエーまたはスカイラインで景観を楽しみ、弥彦温泉街を散策するというルートができれば、弥彦観光のためにプラスになると思います。プラスになる企画ができないか、よろしくお願いいたします。

観光客を増やすことで、ロープウエーの支援にもなると思います。飯綱町へ研修に議員で行ってきましたけれども、飯綱町のリゾートが破綻することで、町が多大な借金を負うというようなことがありました。もし、ロープウエーがこれから収益が悪化するようなことになると、当然、大株主である村が何がしかの支援をしていかなければならないようになるかと思います。是非、

冬場もロープウエーの、もしくは弥彦村の観光客が増えるような施策をよろしくお願いしたいと思います。

では次に、帯状疱疹ワクチンについて。

昨日、加茂市の12月定例会において、帯状疱疹ワクチン接種費用の助成についてお二人の議員が質問されました。残念ながら、加茂市では補助は見送られたようですが、その代わりにおたふく風邪ワクチンについての支援とインフルエンザワクチンへの支援が三條新聞に載っていたかと思います。

帯状疱疹ワクチンについては、南魚沼市が６月から、魚沼市、湯沢町が10月から公費助成を実施し、妙高市、新発田市、燕市、三条市が来年度、実施を前向きに検討中です。助成金額は検討中とのことですが、今年12月１日時点で330の自治体が助成しており、そのうち73％の自治体、330分の241なんですけれども、半額以上の助成をされています。

今年の７月以降の補助自治体についていえば、106自治体のうち93の自治体が１回１万円以上の助成を行っています。率にして87.7％もの自治体が半額以上となります。導入年齢は92.7％が50歳以上。対象年齢50歳以上、半額以上の助成。

是非、６月の定例会において村長がオーケーということですので、できるだけ高額な助成について考えていただけるよう、お願いいたしたいと思います。

そして、帯状疱疹ワクチン接種補助に対する広報活動については、どのように考えているでしょうか。50歳以上の対象者に対する個別の案内をはがき等で郵送できないでしょうか。東京都の練馬区では、個別案内をすることで接種率向上が図られました。ＨＰＶワクチンのように案内を郵送する考えはないでしょうか。伺います。

○議長（本多隆峰議員）　答弁をお願いします。

村長。

○村長（本間芳之）　本件につきましては、担当課長より報告をしてもらいます。

○議長（本多隆峰議員）　健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　帯状疱疹の周知につきましては、帯状疱疹ワクチンのほうは本人の希望による任意接種であること、また対象者が約4,000人で多いことですので、ホームページや広報等で、複数回にわたって周知する方法を今検討しております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　よろしくお願いいたします。

弥彦村の開業医、燕市医師会、三条市医師会への働きかけはどのように考えておられるか伺います。弥彦村がせっかく実施するというときに、医師会等への働きかけがないと、なかなかスムーズにいかないかと思いますけれども。

○議長（本多隆峰議員）　健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　燕市の医師会長さんのほうにこれからお願いしに行くところでご

ざいますので、よろしくお願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　新潟県の自治体が接種補助に向けて続々と動き始めています。村民が希望したときにワクチンが不足することのないよう、医療機関へのいち早い対応をお願いいたします。

それで関連になりますけれども、来年の予算でおたふく風邪ワクチンの補助がうたわれています。おたふく風邪ワクチンの補助、加茂市では2,000円というふうに言っておられましたけれども、それと今年インフルエンザが非常にはやっています。今、中学校２年生でも学級閉鎖があるかと思っているんですけれども、コロナ禍でインフルエンザワクチンへの接種率が下がったことによりインフルエンザが蔓延しているかとも思います。

弥彦村では、中学３年生までのインフルエンザワクチンの補助は1,000円になっています。三条市では2,000円、インフルエンザワクチンを80％以上の人が打つことで、集団免疫がかかると言われています。それによって、インフルエンザの流行を抑えられるということがありますので、是非、弥彦村も補助を1,000円から2,000円程度に上げていただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（松井裕美子）　おたふく風邪ワクチンにつきましては、今予算のほうで検討しておりますので、もうしばらくお待ちいただければと思います。

インフルエンザのほうにつきましては、来年度につきまして、新たに子供１人1,000円を、接種回数分助成するということで今検討しております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　花井議員。

○４番（花井譲温議員）　よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　これで花井譲温議員の質問を終わります。

◇　丸　山　　浩　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、丸山浩議員の質問を許します。

５番、丸山浩議員。

○５番（丸山　浩議員）　村長の公約「村政のミエル化」について質問をさせていただきます。

村長は、公約（35の約束）において、基本自治体、普通地方公共団体の議会の原則（地方自治法第115条）に基づき、議会を公開し、本会議をインターネットやＳＮＳで発信するなど、これからの新時代を踏まえ、全村民のデジタル情報共有化を推進するため、ローカル５Ｇネットワークを構築し、全世帯へのタブレットの貸与を検討する。あわせて、災害時の安否確認、避難指示

等、幅広く活用し、日本有数のデジタル先進地弥彦村を目指すとし、行政と議会の両輪の歯車で、村政の更なる見える化を進め、徹底した情報公開を推進するとのことです。

当村においては、二元代表制の下、村民の声を反映する開かれた議会の構築並びに議会及び議員活動の活性化を図ることをもって、村民の福祉の向上と村政の発展に寄与することを目的に、令和４年４月１日、弥彦村議会基本条例が施行されました。

昨年の条例施行後より、我々議員も議会改革に取り組んでおり、議会報告会、意見交換会を令和４年度に２回、令和５年度も２回開催し、議会の見える化を図るため、議会での会議内容、審議結果などを広く村民に情報提供し、その説明責任を果たすよう、また村政の課題について、広く村民から意見を収集するように努めてきました。

更に、今年度は議会の効率化を図るために、議会ＤＸ化推進プロジェクトチームを立ち上げ、タブレットの導入、文書の電子化、オンライン化等の検討を始めています。

村長公約のとおり、二元代表制の一翼を担う議会と行政が一丸となり、デジタル化に取り組み、村民の声を反映できる村づくりを推進することは、まさに村民の福祉の向上と村政の発展に寄与すると考えます。この政策の実現のために、現在どのような取組を行っているか、また、今後どのような方針で「村政のミエル化」を推進していくかを伺います。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　丸山議員のご質問にお答えいたします。

今年度に入り、丸山議員と花井議員が中心となり、議会のデジタル化を推進されていくとのことで承知をしております。

これまでの取組についてですが、８月に行われました燕市議会への視察には、総務課及びデジタル行政推進課の職員を同行させました。それ以降も、議会のＷｉ－Ｆｉ化について見積りを徴取したり、議会システムについて事業者からデモンストレーションを受けたりと、議場の機器入替えに向けた事業者の現場確認の際に、関係職員も立ち会わせております。

また、11月には阿賀町議会で導入されているグループウェアについて、役場庁内でも同様のものを採用していることから、議員の皆様にご説明を差し上げたところであります。

タブレット端末を活用した議会のペーパーレス化、議会のインターネット配信、それらに伴う議会の設備の改修など、議会のデジタル化の推進に向けて、技術面、施設整備面からバックアップしていきたいと考えております。これがまさに「村政のミエル化」の第一歩だというふうに考えております。

また、弥彦村公式ＬＩＮＥが間もなくスタートします。それによって、スピード感ある情報共有と情報提供をつつがなくやってまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　ただいまの村長の答弁で、議会の見える化が第一歩であるということで、

それを踏まえて、これから「村政のミエル化」を推進していくというご答弁でございました。

村の情報発信にＳＮＳを活用することについて伺います。

今ほど、公式ＬＩＮＥが間もなくスタートしますよということでございましたが、現在、主な村の情報発信はホームページであると思います。プラスＳＮＳを活用した情報発信もされているようでございます。フェイスブックでありますとか、ツイッターであるとか、Ｘであるとかで情報発信もされているようであります。弥彦村においては、どこの市町村とも一緒でございますが、高齢化もありまして、ホームページを見るというよりも、広報紙を見るという村民が多いというふうに思います。広報紙やホームページは住民に向けた行政情報など、またＳＮＳは村内外の方に向けた観光情報や村の出来事の発信、緊急時の情報発信となるかと思います。

ホームページでも広く情報が発信できますが、ＳＮＳのほうが個人と直接つながり、発信した情報の何が話題となって、必要とされていたのかが分かりますので、今後の事業等にも参考になるかと思います。

また、動画配信であれば、例えば村の行政の手続の解説ですとか説明ですとか、観光情報など、濃密な内容で情報を知らせることができるものと考えます。

そこで、ホームページ、ＳＮＳによる情報発信について、これからどのように運用をしていくか、運用方法や展望をどのようにお持ちなのか。また、国や企業もスマートフォンを前提としたサービスを行っております。情報格差をつくらないために、スマートフォンの使用の説明をするとか、そういった対策についても伺います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　議員おっしゃるとおりでありまして、ただ、アナログの広報紙というのも大事な情報発信のツールであるというふうにも理解をしておりますし、ホームページも当然閲覧という意味では、まだまだ見られているとは思いますが、ただ、近年ではスマートフォンでの情報収集が非常に多くなっているということから、先ほど申し上げましたが、弥彦村の公式ＬＩＮＥページをアップすることで、より情報の細分化、細密化、スピード化をそれぞれ果たしていくと。それぞれのメディアは、それぞれのメディアの特性に従って、しっかりと情報提供していきたいというふうに思っております。

今回、構築した公開型ＧＩＳによって、地図情報とともに村の持つ公開できる情報は、パソコンやスマホでどなたでも見られるようにしていきたいというふうに思っておりますし、やひこ号や、これから走る自動運転車両の位置情報もホームページ、スマホからご覧いただけるようになります。

同じ技術を活用して、今年度は国のデジタル田園都市国家構想交付金事業として、除雪車の位置管理システムを整備し、12月から稼働させており、村民の皆様に除雪状況をリアルタイムでお届けしていきたいというふうに思っております。

村としましては、デジタル技術を活用して政策の情報発信、情報公開をますます推進していきたいというふうに思っております。ご理解をお願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　先ほどの質問の最後のほうでございますが、情報格差をつくらないための対策について伺いたいと思います。

たしか、初心者向けのスマートフォンの操作方法の勉強会みたいなものをやられていると思うんですけれども、その辺を伺いたいと思います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　今も続けられておりますけれども、詳細については担当課より報告をさせます。

○議長（本多隆峰議員）　デジタル行政推進課長。

○デジタル行政推進課長（宇野　誠）　それでは、スマホ教室についてのお問合せでございますけれども、昨年度、当課のほうで実施してまいりましたスマホ教室は、当時は高齢者というふうな限定というか、名称をつけておりましたけれども、今年度に入りましてからは、図書館が完成した以降は、図書館のほうで２キャリア、片方は週１回、片方は月２回という形で開催しておりますので、議員がおっしゃられますように、スマホに不慣れな方、高齢者に限らずスマホに不慣れ方は、いつでも図書館のほうでその講習を受けられる体制が整っておりますので、村の政策をデジタルで情報発信、情報公開するとともに、その使い方はスマホ教室できちんと皆様にお届けするというふうなことをやってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　今ほどのスマホ教室ですが、実は私の母も教室に参加させていただいて、非常に分かりやすい説明で、実際に使えるようになりました。本当に初心者でも分かるような説明をしていただき、これからも継続して事業として続けていっていただければと思います。

昨日でしょうか、村からのメールにもございましたが、電話で村の職員を語るような詐欺ですとか、電話を使用したものもありますが、インターネットを使用したものもありますので、スマートフォンに不慣れな方ですと、そういった詐欺の被害に遭う可能性もございますので、そういったケアもしていただければというふうに思います。

次に、ＩＣＴを活用した政策形成について伺いたいと思います。

総務省では、地域の課題の解決に役立つＩＣＴ利活用の事例をインターネットで紹介しております。そこには医療や防災、子育て、地域活性化など多くの分野で参考になると思われる事業の紹介がされています。

ＩＣＴは、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報の処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスの総称であります。このＩＣＴの技術を使って各省庁や政府、また行政機関でも公共事業や地域活性化などの各分野で、ＩＣＴを活用するための様々な計画が立てられております。村の行政サービスの向上に向け、ＩＣＴの活用や村のＩＣＴの重要性に対する認識を伺いたいと思います。

ＩＣＴを活用した事例といたしましては、教育分野では、パソコンやタブレットなどの教材が活用されており、教員がパソコンやタブレットを操作し、授業を分かりやすく、より楽しくするだけではなく、生徒の情報の管理にもＩＴの技術が使われております。授業で使う資料の作成も容易となり、遠隔地や海外の学校と通信を使って交流をしたり、クラウドを利用して学校に来れない生徒が家で学習したりする事例もあります。

また、高齢者見守りの分野でも活用がされております。介護業界では深刻な人手不足が続いており、独り暮らしの高齢者の増加は大きな社会問題になっております。そこで、ＩＣＴを活用することで、インターネットを通じ、離れた場所にいる高齢者の状況を確認するサービスが普及しつつあります。こういった技術によって、部屋や水道、家電製品などにセンサーを設置し、高齢者の安否を離れた場所にいる親族に伝えることができます。取得した情報は、ホームヘルパーさんやケアマネジャーさん、看護師、医師など関係者の間で情報を共有し、健康管理に役立てられております。

今後は、高齢者の中にもパソコンやタブレットを使いこなせる層も増えてくると思います。買物の支援や行政サービスの申込み、遠隔健康相談や遠隔医療など、利用の幅は更に広がると予想されております。

更に、地域活性化では、地方創生を実現する手段の一つとしてテレワークが推進されています。テレワークにより、都市部以外の地方でも仕事ができるようにすることで、地方の人口を増やす取組でもあります。

ＩＣＴの技術を活用し、地域でも都市部でも同じような仕事ができるようにしたり、地方ならではの情報を発信したり、都市部に劣らない医療や介護、教育、子育て支援など、サービスの提供をすることが期待されております。

こういったＩＣＴの活用をこれからの村の政策の決定に活用し、村民の意見や様々な情報を取り込んでいくことが必要だと思いますが、村長のご認識を伺います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えいたします。

実は、先日も河野デジタル大臣とリモートで会議をさせていただいて、とにかく日本の国としてデジタル先進国になるんだということで、力強いご発言を頂戴いたしました。そして、その中で、我々も情報弱者とならないためにどういうシステムの構築がいいのか、先ほどもありましたが、学校の教育現場、高齢者支援、あるいは施設であったりとか、子育て支援、あるいは村民のいろんな相談窓口にもインターネットの分野を活用していくことによって、よりスピードアップ、あるいはよりきめ細かいサービスができるものというふうに思っておりますので、なるべく早く、弥彦だけではないですけれども、デジタル化に向かって突き進んでいきたいというふうに改めて思った次第であります。ありがとうございます。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　ありがとうございます。

続きまして、行政サービスへのＡＩの導入について伺いたいと思います。

最近、民間の企業ではＡＩを利用したサービスが多く行われております。これまで人間でなければできないと考えられていた例えばホテルのフロント業務ですとか、電話の対応などに導入されています。こういった技術を当村でも導入できないかというふうに考えております。

例えば、役場の入り口に庁舎の案内板がありますけれども、そういったものが、要はどこの窓口に行けばいいのか、どこの課が担当なのかというのが分からないことがよくあります。大きな役所であれば、来庁者に対して案内担当の人を配置しておいて、その方が案内をするということもできるかとは思いますが、そこにはそれなりの人数の対応、人員を割くことが必要になってきます。当村ではそれほど来庁者が多くないと思われますので、そのことに人員を割くのは難しいかと思います。そのようなことから、ほんの一例ですが、ＡＩの利用ということは考えられないのかというふうに思いました。

先ほどの石川議員の質問にもちらっと出てきましたが、例えばミコぴょんが出てきて、庁舎の案内をしてくれるですとか、そういった弥彦のキャラクターとＡＩを一体化して、ある程度やり取りができるようなデジタル技術を使ったものができると、村民または子供たちも親しみが湧いてきますし、役場の雰囲気もよくなるのではないかと考えております。村長のご見解を伺います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えいたします。

ＡＩ導入に関しては、まずその前提となるのが行政サービスの徹底だろうというふうに思っております。まずはマンパワーでどこまでしっかりと村民に寄り添って、身近な存在としていろんな相談ができるかいうことを前提にしながら、ＡＩという技術も活用していかなきゃいけないというふうにも思っておりますし、ご提案のＡＩの中のミコぴょんについても、非常に楽しいアイデアだと思いますので、そういったことも含め、我々はこれからデジタルを使って更に住民サービス、行政サービスに努めていくということに変わりはございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員。

○５番（丸山　浩議員）　続きまして、公約の中での徹底した情報公開を推進するというところに関しての質問でございます。

今年の８月に、平成27年10月から導入しておりました入札の方法について、入札制度審議会の意見書のとおりに見直しが行われたということでございます。その意見書の中では、最低制限価格は契約履行の確保のため特に必要がある場合に設定され、それを下回る価格のものとは契約をしないという制度であり、最低制限価格は、ダンピング受注による品質の低下や下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を未然に防止するため、審議会においても必要不可欠なものであるというふうに答申をされたとあります。

入札制度に関しては、弥彦村では、平成27年より入札額変動型最低制限価格を導入しておりますが、この制度は中央公共工事契約制度運用連絡協議会で定めた令和４年改定の公契連モデルに

比べて非常に低い水準となっており、あまりにも低い水準での最低制限価格は、結果としてダンピング受注の防止の機能を失う、そして最低制限価格制度を設けた趣旨を没却するということから、見直しの検討が必要であると。

なお、制度の見直しを検討するに当たっては、談合防止の点も加味して検討する必要があるというふうな意見書が答申をされました。

この答申を受けて、村では制度の見直しを行いました。この見直しによって、入札率などどのような変化が見られたか伺いたいと思います。

○議長（本多隆峰議員）　総務部長。

○総務部長（志田　馨）　入札制度の変更後の落札率に関してでありますけれども、以前の変動型のみのときに比べまして、ちょっと率はあれですけれども、間違いがあってはいけないので数字はちょっとあれですけれども、新しい制度においては、たしか落札率が88から89、これは間違うとあれなので数字はちょっとごめんなさい。前の制度よりは落札率は上昇しております。

○議長（本多隆峰議員）　丸山議員、一ついいですか。見える化についての内容ですので、質問は範囲内でお願いしたいと思います。

○５番（丸山　浩議員）　すみません。「村政のミエル化」ということで、入札の透明化も図っていくということで、ちょっと関連で質問をさせていただきました。

また、先ほどから村長に答弁いただいているとおり、デジタルやＩＣＴやＡＩを活用した村の政策を、これからもどんどんと推進していっていただければと思っています。

弥彦村は子育てがしやすく、例えば教育に関しても非常に力を入れておる、また給食費も無料であるとか、非常に住みやすい村なんだと、そういうことだけではなく、弥彦村に住んだり、弥彦村に来たりしたら何かわくわくする、そういった村をつくっていただければと思っております。

１月から始まります自動運転バス実証実験もしかりですが、これからの未来に向けて明るくなるような弥彦村の村づくりをしていただけたらと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　これで丸山浩議員の質問を終わります。

◇　小　熊　　正　議員

○議長（本多隆峰議員）　次に、小熊正議員の質問を許します。

９番、小熊正議員。

○９番（小熊　正議員）　それでは、人口減少対策についてと地域懇談会についてお尋ねいたします。

弥彦村の人口は、平成22年の8,582人をピークに年々減少し、令和５年10月には7,597人と985人も減少し、今後も減少傾向が予測されると思われます。また、９月議会で石川議員のシングルマザーなど子育て支援についての質問に対し、公的支援の個別支援や保育料、給食費無償化などを実施しているとのことでありますが、いま少し関心が薄いのではないかなと思われます。

また、今、燕市南吉田地域では西部市場が開業し、周辺地域も商業地や住宅団地の開発が行われ、いろいろにぎわっております。この地域から車で３分から５分の本村東部地区に新築住宅が建ち始めているが、付近の道路は農道で狭く、冬期間は除雪作業にも影響が考えられるようなところもございます。

そこで住宅件数が少ないこの時期に道路整備などが必要と思い、下記についてお尋ねいたします。

１、冬期間、除雪作業可能な村道の拡幅工事等をお願いできないか。また、２、環境整備といたしまして、下水道などの環境整備も併せてお願いできないか。３、子育て支援と住宅地や新築住宅の支援など、他町村にもない施策などで人口増に向けた取組をお尋ねいたします。

また、地域懇談会につきまして、村長は35の約束にあったとおり、村政報告会などを各地で実施されておりますが、参加者が少ない会場も何か所かあったのではないかと聞いております。報告会については、やはり地域の区長さんに内容を説明して、大勢の参加者をお願いできるようにしてはどうか、その考えをお尋ねいたします。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　小熊議員のご質問にお答えいたします。

西部卸売市場の開業を契機に、移転先の燕市吉田西太田地区の宅地開発が進む中、隣接する弥彦村側の西川河川敷においても住宅建築が見られるようになりました。

河川敷は、村道であるため除雪可能路線であるとともに、下水道は処理区域内で下水道管は布設され、更に農業振興地域内の農用地区域外農地で、住宅建築が期待される地域でもあります。

私の35の約束の中でも人口減少に歯止めをかけ、皆が住みたい弥彦村、住み続けたい弥彦村を目指し、住宅整備事業の推進を目的に、総務部長、産業部長、総務課、デジタル行政推進課、農業振興課、建設企業課の各職員で構成された庁内横断的な組織の住宅整備事業プロジェクトチームを立ち上げたところであります。

第１回会議を本年10月に開催し、空き家及び空き地の利活用、村営住宅の現状と課題、新しい宅地開発などを話し合いました。

今後も定期的に会議を開催していく計画で、ご質問の河川敷の冬期間除雪作業可能な道路の拡幅工事及び下水道などの環境整備についても、住宅建築の可能性地域の一つとして、住宅整備事業プロジェクトチームで話し合う予定としております。

また、各地区の区長、地区役員の方との意見交換会に関しましては、先ほど古川議員に答弁したとおりでございますが、参加対象者につきましては、各地区の情報を集約している区長さんや地区役員の方、民生委員、環境衛生委員、地域スポーツ委員等の行政委員の方や消防団を中心に想定し、また、その他ご意見のある方の出席について特段制限をしておりません。実際にどなたにお声がけするかは、各区長さんにお任せしたところであります。

意見交換会は７月３日から11月９日にかけて行い、全20地区で行いました。参加総数は167名、

平均で8.4人。参加者が10人以上の地区は６地区。お一人の地区もございました。

来年度以降の開催は、より多くの方から参加いただけるよう、開催方式も含めよく検討し実施してまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（本多隆峰議員）　小熊議員。

○９番（小熊　正議員）　村長の35の約束の中に、子育て支援や人口増に向けた内容の取組も事業として行われるようになっておりますが、やはり弥彦村にいろいろな子育て支援の制度、事業がたくさんあります。先ほど申しましたように、給食費の無料とか保育園、これはほかの市町村にはないような事業内容のものもございます。

そんな中、先日村外の方と子育て支援についての話合いというか、懇談みたいなものがありまして、その中で、今若い人が子育てするのに24時間、また、もう365日ぐらい子供と付きっきりになっておって、昼、夜、子供と接している訳で、どこかで息抜きをしないと、母親が非常に精神的にも負担が大きくなっている。そんなんで、例えばパチンコに行ったとき、子供を車内に放置して大きな事件にもなったというようなことがあります。

そういうことで、若い母親たちが息抜きをするような、いつでも子供を預けて、何時間か気楽に買物、美容室に行くとか、いろんなことで子供から離れて、そういう子供を預かって見てくれる施設は弥彦村にあるのかどうかということを聞かれまして、ちょっと見てみましたら、何か似たようなもので、たんぽぽ広場というのが、弥彦村には土曜日開所されているようなことがありましたので、その内容を聞かせていいただきたいんですが。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　担当課より説明をさせていただきます。

○議長（本多隆峰議員）　こども教育課長。

○こども教育課長（富田　憲）　ただいまの小熊議員の質問にお答えさせていただきます。

たんぽぽ広場というのは、弥彦保育園に併設しております子育て支援センターで行っているものでございます。イメージ的には、親子でそこに行って、いろんなお母さんの友達を増やしたり、親子サロンのようなものでございます。ですので、そこは子供を預けるのではなくて、親子で参加する場になっておりますので、先ほど小熊議員が言われたような気軽に預けるようなところではなくて、あくまでも親子で利用する場所となっております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　小熊議員。

○９番（小熊　正議員）　そうすると、申込みというか、登録した方だけということですか。

ほかの市町村ということで聞いてもらったんですが、隣の燕市では、児童館というところが何か所かありまして、そこでゼロ歳から18歳までの方は、その日に申込みをして子供を預かっていただけるというようなことで、非常に子供と離れたことで息抜きができるということで、弥彦村でもそういうのが必要ではないかということだったので、今、課長のお話と、その辺できればフ

リーで、今日これから急用ができたとか、子供と離れて、子供を連れていけない場所もあるかと思うので、そういうようなときに預けられるような施設というのは、これから子育てするのにも大事なことではないかなと。

給食費とかもこれも大事で、保護者の方は非常に助かっていると思うんですが、そういうものもこれから取り入れていただければ、また弥彦村もそういう意味では子育て、非常にいい事業がたくさんあるんだということで、弥彦に住んでいていただける方もいるかと思われますので、是非そういう取組をやっていただきたいなと思っております。

そして、今、燕市の南吉田地域に大分住宅地なり商業地等が開発されておりますが、３分、５分で弥彦村のほうに来られる、そういうところで、住宅が西側から大戸峰見線の村道沿いの間の地域の方には、今ある道路は舗装はされているけれども、路肩が非常に、崩れているということもないだろうけれども、しっかりしていないために、冬場に雪が積もるとどこが境になるのかちょっと分からなくて、きちんとしていただきたいというような声も伺っておりますので、そういうことをきちんと、道路を整備することによって、道路に面する畑等が住宅地になりつつある。

今まで私が住んでいる峰見地区も、何十年か前はそういう感じで住宅地になったんですが、道路が狭くて、病人が出て救急車が入っていくけれども、回り切れないために、また何十m、何百mバックしなけりゃならない。そういうような形にもなってくる。それがどういうことかというと、やはり道路整備がきちんとできていなかったところに住宅が建設されて、それが１軒、２軒のうちは、少ないときはまだ我慢されているのですが、それが５軒、10軒になってくると、道路の問題とか、いろんな問題点を行政のほうにお願いするような形が当然出てくると思われますので、今からそういう取組をやっていただければ、大きな住宅団地を造って人口増につなげることも可能ですが、そういうところから、住宅が２軒、３軒と増えていくような取組もできるのではないかと思っております。その辺の考えを村長にお尋ねしたいと思います。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　お答えします。

住宅整備事業プロジェクトチームはもう既に立ち上げておりまして、そういったところで新たな宅地造成の場所であったりだとか、あるいは先ほども言った既存の施設の改修、あるいは新設とか、様々な観点から部局を越えて今議論をしている最中かと思っております。しっかりとこの辺はまた子育てに優しい村、そして弥彦に住みたくなるような村づくり、まちづくりをしっかりと整えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　小熊議員。

○９番（小熊　正議員）　後になって大きな工事に伴うようなことにならない、今現在でしたらまだ、そんなに大きな工事にはならないなというような感じもしないでもないので、是非そういうような取組、また、橋を渡れば燕市のほうでにぎわっている方が当然弥彦村のほうにも、そういうところであれば住宅を建設して、弥彦村に住みたいという方も出てこられます。それを先ほど

申しましたように、子育て支援にはこういうことを弥彦村はやっておりますよと。それで住宅関係、宅地にもこういうものを、近辺で宅地造成が可能な取組として道路がきちんとできていますとかというようなものを、そういうことを、村長、全集落に地域懇談会を計画されており、また今後もされると思うんですよ。

そういうテーマをその地域の行政に携わっている区長さんに内容を説明して、それに関係する人とか、そういう人たちから何月何日、この地域でこういう懇談会をやるから、参加希望者をお願いしたいというような内容を説明してやれば、大勢の方が来て、村長の意見を聞きたいなという方がいらっしゃると思うので、是非そのような取組、今の懇談会は、いついつ、役員、誰に、どなたを対象にというだけの案内だけだと思われますので、その辺をいま少し、ちょっと変えることによって、住民の方々に村長の考えも伝えることができるだろうし、また、地域のいろんな世代、いろんな人たちの意見も聞けるのではないかなと思うんです。それらを一つのテーマとして、地域懇談会をお願いするような方向で考えていただけるのでしょうか。

○議長（本多隆峰議員）　村長。

○村長（本間芳之）　先ほどご報告したとおり、地域の懇談会については、まさにそういったことも含めた地域の持っている課題であったり、それから村政の人口の問題であったりとか、様々な観点でより密度の高い、地区での懇談会をしてきたかと思っております。これからも当然何らかの形でこういう会合は持っていくということですし、とにかく住宅だけではなく様々な課題について議論を重ねていく、あるいは課題を聞かせていただくという場面にしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　小熊議員。

○９番（小熊　正議員）　せっかくいい事業、いい子育て支援、いい環境にありながら、それが住民の方々、または村内外の方々に周知されていないような感じが見られますので、インターネットを見れば、ホームページに載っているからというだけじゃなくて、やはり地域懇談会に行くと高齢者の方であろうが、若い人であろうが、弥彦村はこういう取組をしているんだというのを口コミで広げるようなことをしていかないと、なかなか、せっかくいい事業が理解されないのではないかなと思っていますので、その辺、十分考えた、一緒になった取組をやっていただきたいなと思っております。

そういうことでお願いをしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　これで小熊正議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（本多隆峰議員）　以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

次回は、12月19日火曜日、午前10時から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後　２時５３分）